

清代刑事裁判における州県官の対応に関する一考察

——淡新檔案の盜案の科刑事案を一例に

目次

はじめに

第一章 淡新檔案における盜案

(1) 科刑事案

(2) 通詳——事件發生の報告——

(3) 法廷審理——犯罪者の供述——

(4) 刑罰の判断——成文規範への依拠——

第二章 州県官の対応

(1) 事案処理における上司と下僚

(2) 州県官の選択肢

おわりに

鈴木秀光

はじめに

清代中国における刑事裁判において、官僚制末端で事案処理を担当する州県官⁽¹⁾にはおおよそ次のことが求められていた。すなわち、まず命案や盗案を認知したら現場検証を行なってその内容を関係各上司に報告する通詳を行い、犯罪者を捕縛したら法廷審理において罪状自認を取り付けた上で、成文法に依拠して判決原案を作成する定擬を行い、そしてその事案を上司にもたらし覆審に委ねる上申を行なうというものである⁽²⁾。州県官が要請される「通詳↓定擬↑上申」という一連の手続は、当時の刑事裁判制度全体で見ただけの場合、滋賀秀三氏が言うところの「必要的覆審制」、すなわち「事案をすべてまず下級機関で取扱わせながら、他面その決定権は、事の重大さに応じ、一定の上級機関の手に留保することによって、重要な事案はいわば自動的に幾つかの審級を重ねるように定めた仕組⁽³⁾」の一環として位置づけられる。またそれは成文法上の規定や行政上の慣行としての定例などに由来するものであり、基本的には実体法レベルにおける成文法たる律例への準拠義務と同様、手続法のレベルにおいて清代を通じて守られるべき制度として解されるものであった。

しかしながらこのような法や制度が必ずしも常に遵守されていた訳ではない。一たび当時の裁判実話や判語を紐解けば、州県官が律例で定擬して事案を上申すべきことに言及しながらも何らかの理由で自理の範囲に止めるといった事例を見出すことはさほど困難なことではない⁽⁴⁾。また著者はこれまで清代に行われていた杖斃や恭請王命、就地正法などといった刑事裁判に関わる個々の手続を検討し、これらは何らかの成文規範に規定されてそれに依拠する形で用いられる場合もあるものの、それ以外にも州県官を含めた官僚が自らの判断でもって既存の制度とは異なる

る対応として選択する場合もあり、後者の手法を特に「権宜的処置」と位置づけた。⁽⁵⁾

そして看過できないことは、州県官によるこうした対応は、当時必ずしもそのすべてが法や制度に反することを理由として否定的な評価がなされてはいなかったことである。そもそも裁判実話や判語は、自らの治績の一端を後世に残すことにより統治の範たらしめることが意義の一つとして挙げられようから、「自理の範囲で止める」という対応を自ら書き残すこと自体、それを行った州県官自身が否定的に考えていなかったのみならず、当時の官界でも一律否定されるものではなかったことを示すものである。また権宜的処置についていえば、例えば著者は、ある知県が選択した杖斃について、上司にあたる総督がその選択に高い評価を与えたとともにその知県についても有能な人材として評価した事例を紹介した。⁽⁶⁾

このように刑事裁判を巡って制度に反する対応が少なくとも一定の程度で許容あるいは推奨されていたとすれば、当時において、法や制度はそれとして存在しつつも、それとは異なる方法もまた少なからず行われていたと考える方が自然であろう。そうであるとすれば、その先には「州県官にとって「法や制度を守ること」とは何なのか」、「刑事裁判において州県官にはどのような選択肢が存在したのか」といった問いが生じることとなる。

著者はこれまで杖斃など個々の手続についてその説明を進めつつ、清代の刑事裁判におけるこうした問題に対してもその限りにおいて言及してきた。⁽⁷⁾しかしそれらの研究は、いずれも刑事裁判の個々の手続の説明に主眼が置かれるもので、州県官における法や制度の位置づけについて正面から検討するものではなかった。そこで本稿では、従来のような個々の手続からのアプローチではなく、官僚制においてその末端に位置づけられる州県官としての立場あるいは上司との関係に着目し、刑事裁判を巡る州県官の対応や州県官に存在した選択肢の広がりをも明らかにしたい。そこで以下、第一章では、まず近年活字本の出版が完結して以前よりも利便性が向上した淡新檔案より盗案の科

刑事案を紹介し、そこにおける特徴を踏まえ、州法官が事案処理において行なう主要な手続たる「通詳」、「法廷審理」、「刑罰の判断」の各段階について検討する。そして第二章では、前章で得られた知見を官箴書などの記述内容と比較検討し、その上で州法官に存在した選択肢の広がりを提示する。

第一章 淡新檔案における盜案

(一) 科刑事案

淡新檔案には、「通詳↓定擬↓上申」という形で州法官に求められる制度上の手続について、一件の中でその関係書類をすべて完備する檔案は管見の限り存在しない。しかしこのことは収録事案の多くが実際に刑罰を科されるまで行き至らなかったことを意味するものではない。淡新檔案にも科刑に至った事案は少なからず存在する。

ここでは淡新檔案の刑事編第三編「財産侵奪」の第一款から第四款に分類される「竊盜」「搶奪」「強盜」「強盜殺傷」の合計九十件の事案について見てみると、十九件中一件も科刑に至った事案を確認できない。「搶奪」を除き、「竊盜」三十九件のうち十二件、「強盜」三十件のうち七件、「強盜殺傷」十件のうち一件において、窃盜や強盜などの行為が直接の理由となって科刑に至ったと考えられる。⁹⁾【表1-3】はそれらの事案を、科された刑罰に基づいて「笞・杖・枷号」、「鎖帶石敬」、「杖斃・就地正法」とに分類して整理したものである。

表の各項目のうち、「番号」とは本稿で与えた番号であり、各表に挙げる事案に言及する場合はこの番号を用いる。「檔案」とは淡新檔案の整理番号である。基本的に一つの整理番号で一事案の一件文書を構成するが、三三三二〇の事案のみ他の檔案を参照する必要があるため、その参照檔案については括弧内にその整理番号を記載してい

る。「犯罪の認知」は、官が犯罪の発生を認知するに至った文書における犯罪の言及箇所を掲載する。こうした文書は、例えば被害者の呈と総理の稟など、同一事案で同時に複数もたらされる場合も多いが、これらの文書において次の項目と関係する内容が存在する場合はそちらを優先して掲載した。「犯罪者の送致」は、刑罰が科される犯罪者が逮捕されて官に送致されたことに関する文書の当該箇所を掲載する。この項目で「同上」とあるのは、官に対する事件発生の報告と犯罪者の送致が同時になされたことを意味する。「供述」は、送致された犯罪者の「口供」に記される供述内容の主要部分を掲載する。複数回訊問されることも多いが、それらのうち供述内容に変化が確認できる場合はそれぞれの供述内容を掲載した。また檔案によっては「口供」が存在しないものもあるが、何かしらの供述内容を推測しうる言及がなされている場合はそれを記載した。「刑罰」は、犯罪者に科された刑罰を記載する。この項目は基本的に「提訊名单」に記載される堂論を記載しているが、刑罰を決定する過程で上司の裁可を仰いでいる場合は、その箇所を掲載している。「その後」は、死刑以外の犯罪者について、刑罰が科された後の動向について記載する。同一の犯罪者で複数の情報がある場合は、原則として最終段階について記載している。なお表中の「■」は判読不能文字を表す。

この【表1-3】から淡新檔案で科刑に至った事案の特徴を読み取ると、おおよそ以下の四点を指摘できよう。第一に、官が事件発生の報告を受けた後に差役などを派遣して犯罪者を逮捕させた事案はごく少数で、多くは官が事件発生の報告を受けたと同時に犯罪者の身柄も送致されている事案であることが挙げられる。こうした事案は、犯行直後にその被害者が総理など地方の世話役に訴え、地方の世話役が人を繰り出して犯罪者を捕縛し、被害者による処罰を求める呈状および地方世話役による犯罪者の送致を告げる稟が同時に官にもたらされる形態が一般的である。しかしながらこのような事案が科刑事案の多くを占めることは、事案処理における官固有の能力はさほど高

【表一】科刑事案(答、杖、枷号)

番号	檔案	犯罪の認知	犯罪者の送致	供述	刑罰	その後	
1	33104	<p>【庄正の裏】(一)、同治十年四月二十八日、「此本月十晚、横將開所飼豬豚一隻、在門首車路溝、被其持刀殺傷、背負而去。庄家窺見喊警、登時圍獲。……將該盜林阿采一名解交對役稟訊。茲蒙提訊、該匪堅供狡展、荷蒙責儆、交差妥保。」</p>	同上	<p>【口供】(四)、(同治十年)四月二十四日、「因小隻不在家中、那邵永開豬隻踐踏地爪、不稻、被小的執鑊失手鑄傷走費、那邵永開差認小的竊他豬隻、把小的送案。」</p>	<p>【提訊名單の堂諭】(三)、(同治十年)四月二十四日、「據供、因豬遭踏谷、菜、是以將豬失手殺傷、惟該犯兄弟名字、供不指認、身單隻漢、其為強竊無疑、薄責貳百板、押候妥保、方准釋放。」</p>	<p>【提訊名單の堂諭】(五)、(同治十年)七月十一日、「該犯確無偷盜、但因邵永開豬隻踐踏谷菜、遂用鑊刺殺、其本性邪忍已可概見、即懲責以儆、釋回安業、勿得再滋事端。」</p>	
2	33105	<p>【總甲の裏】(一)、(同治十一年)七月十二日、「綠本月十一日、據委老師赴報投稱「初十夜被盜竊除衣物大小拾壹件、投請查追」等情。役據投登即購得四處查緝、至十二日在確、係竊案偵盜劉必麟、役隨即到地追出原贓衣物大小拾壹件、僅失夏衫一件、誠真盜竊、即將止盜劉必一名獲到前來。」</p>	同上	<p>【口供】(三)、(同治十一年)七月十三日、「小的在去年犯案釋戶以後、就在關帝廟邊煮糖、因無本錢、此初十夜、小的竊偷學老犯甲衫等項共十件、已經總甲返回繳案。」</p>	<p>【提訊名單の堂諭】(二)、(同治十一年)七月十四日、「竊盜劉必偷竊贓實、當提重責五百板、交總甲管帶。」</p>	<p>【提訊名單の堂諭】(八)、(同治十一年)六月十一日、「差釋、如再犯案、定行嚴辦。」</p>	
3	33109	<p>【儒學訓導の驗】(一)、同治十三年十一月七日、「本年十二月初三日、據殿夫傅生稟稱「……此十一月廿六日、有文昌宮廟祝婦見糾至三更、欲要回家、在文廟牆內、遇見陳燕盜偷磚石、時被科察在時、將珠石器皿被糾支留、而陳燕逃走。……現在陳燕兩在生乃專於責成、理應聲明。……」等情、據此、卑職細查屬實、理合備文申請憲察察核、迅賜飭差嚴擊到案究辦、實為公便。」</p>	<p>【頭役、總甲の裏】(一)、(光緒元年)三月三日、「該役等遵防立即拿獲、茲已稟到陳燕……前來稟訊。」</p>	<p>【口供】(一)、(光緒元年)三月四日、「因小的這回誤偷文廟磚石、小的將住屋撞倒欲修理、所以有去偷竊、被這殿夫看見、遂將磚石擡回原處。」</p>	<p>【提訊名單の堂諭】(六)、(光緒元年)三月四日、「查此案陳燕偷竊文廟磚石、被殿夫傅生觸獲……當堂提訊陳燕、認承不諱。……著將陳燕照小竊治罪。」</p>	<p>【提訊名單の堂諭】(一)、(光緒元年)四月十四日、「竊犯陳燕一名、係差殿夫傅生稟竊偷磚石之案、蒙憲提訊揭示、交役看守、等因。查枷号滿個月、自三月初四日起至四月初四日止、枷限既滿。」</p>	<p>【提訊名單の堂諭】(一)、(光緒元年)四月十四日、「疏枷開釋。」</p>
4	33117	<p>【頭役の裏】(一)、光緒八年正月二十九日、「綠役每夜派將巡查、適於昨夜聞賊盜賊之聲、相獲李燧九一名、查李燧九係屬偷盜、屢次稟案、荷蒙責儆、格外施恩釋放。未及許久仍然不能改過自新、竟敢在城四處竊偷。……理合將李燧九一名帶到前來。」</p>	同上	<p>【口供】(二)、(光緒八年)二月十二日、「這回蒙憲釋放小的安業經營、後來小的父親規小的守分、纔取小的回家、因前月廿七日、對保有夥夥緣小的送案。」</p>	<p>【提訊名單の堂諭】(二)、(光緒八年)二月十二日、「該賊李燧九怙惡不悛、再難寬恕。著實責責、枷号示案。」</p>	<p>【名單の堂諭】(五)、(光緒八年)五月十八日、「查該犯既已枷限已滿、始行當堂釋放。如再犯事、從重嚴辦不貸。」</p>	
5	33118	<p>【頭役の裏】(五)、光緒八年二月三十日、「綠有陳烈一名、係差移之犯、輸交值日看管、被其乘間脫出、稟報在案、詎該犯賊惡不改、此二十七日夜、復協盜牽林恒茂佃人農牛一隻、下役聞報、立刻派夥協追、至出粟湖地方、追回原牛、並獲該盜陳烈一名。」</p>	同上	<p>【口供】(八)、(光緒八年)三月十八日、「小的這回聽從新埔水頭項劉阿口即陳烈供、小的這回聽從新埔水頭項劉阿口之耕牛、那時天已將亮、小的因沒有好穿好食、</p>	<p>【提訊名單の堂諭】(七)、(光緒八年)三月十八日、「牽牛係新埔劉阿慶指使、先將陳阿口答責枷号。」</p>	<p>【提訊名單の堂諭】(二)、(光緒八年)五月二十四日、「枷限既已滿、即行釋放。」</p>	

清代刑事裁判における州県官の対応に関する一考察

9	8	7	6
33129	33126	33125	33120
<p>〔頭役の悪〕(二)、光緒八年十一月八日)「棟樑楊梅塚庄總理阿盛到稱「棟樑庄張阿戊投稱於此初一夜被盜割門竊偷衣服、大豬等件。登即跟查、係高山頂庄李阿盛開宰牛灶、窩盜消滅、立傳壯丁係李阿盛、彭仁生訊名供認屬實、解交下役票訊」等情、並自行呈究外、下役悉屬對保之真有關理、合將解交之李阿盛一名、彭仁生一名共其真名帶到前來。」</p>	<p>〔總甲の悪〕(一)、光緒十三年閏四月十三日)「竊此本月初七日、有北門街民楊振興到館投稱「伊子初六晚、被盜穿去小豬一隻、請為其查拿追贖」等情。下役立即派夥四處查訪緝拿、于此初拾日、在北門外高仔庄煙局內、擊獲正盜蔣吉琳等名到館、認獲不諱……理合將蔣吉琳等名帶候前來。」</p>	<p>〔大湖撫票局の移〕(一)、光緒十三年二月十五日)「照得本月初六日、大湖營中五更雨夜、有竊賊在敝委員房挖壁而進、警覺追趕、通逸未獲。茲復於十五日、據站書黃景隆來稟稱「在敝局烟館公所、半夜時有小竊江阿昂越破壁而入、當時拿獲解送前來……經敝委員薄加責訊、自認至願竊偷蔣吉琳等供。究竟初六夜、營中挖壁、是該竊所為……相應移解。」</p>	<p>〔口供〕(五)、(光緒八年十一月十七日)「棟樑庄生供……小的就是那一天往新店傭工、到晚上、回到家裏家裡借宿、至天亮因那葉桃偷人家豬隻、小的實不知情。」(棟樑李阿盛供……那豬隻不是偷來的、是向葉阿桃壹元銀子十二斤買來的。那葉阿桃本來是耕種的人、此次不曉得他做什麼、小的實不知情。纔有與他買來的。)</p>
同上	同上	同上	同上
<p>〔口供〕(四)、(光緒十五年八月二十四日)「小的此次確係陳曉的竊、雞、賣于浦仔庄鄰國樹銀二斤、小的只支他二百五十文、餘未交清。小的並無加餘人家物件。」</p>	<p>〔口供〕(三)、(光緒十三年閏四月十三日)「這此次偷場振興之豬、被獲到來。」</p>	<p>〔口供〕(四)、(光緒十三年三月八日)「小的在大湖門口被他擄獲、小的實無盜控委員老爺的房門此外亦無盜竊人家。」</p>	<p>〔口供〕(六)、(光緒八年十一月十七日)「棟樑李阿盛供、猪隻係葉阿桃所賣、及詢葉阿桃住居何處、向何生理、又推不知。其為所買來歷不明之物、不問可知。今薄責示教、准冷取保釋回安業。彭仁生竊賊是實、枷責示衆。」</p>
<p>〔提訊名單の堂諭〕(三)、(光緒十五年八月二十四日)「提訊該竊、承認偷贖之物不諱、並認曾犯三次、其為慣賊無疑、著重責訊百板、枷號貳個月示衆、應俟滿日釋放。」</p>	<p>〔名單の堂諭〕(二)、(光緒十三年閏四月十三日)「訊陳供稱竊不諱、姑念初犯、薄責訊百板、枷號示衆參個月釋放。」</p>	<p>〔名單の堂諭〕(三)、(光緒十三年三月八日)「該犯曾經偷竊是實、萬不能容狡辯、以薄懲、以示懲儆、滿日保釋。」また江阿昂の名前の下に「枷號三個月」という批</p>	<p>〔疏枷名單の堂諭〕(九) (光緒九年)二月十三日)彭仁生に因て(即行開釋。如再犯案、從重究辦)。</p>
<p>〔疏枷名單の堂諭〕(六) (光緒十五年)九月二十七日)「當堂開釋、取具永不犯事切結釋放可也。」</p>	<p>〔疏枷名單の堂諭〕(五) (光緒十三年)七月十七日)「稱無親族保領、著交總甲帶去、隨時管束、毋許在外再行滋事。」</p>	<p>〔總甲の悪〕(五)、(光緒十二年三月十一日)「追本日、係帮役李傍看守、適該犯江阿昂欲行出恭、帮役李傍一時失於跟住前中、不知作何被該犯將枷挽開、脫逃而去。」</p>	<p>〔疏枷名單の堂諭〕(九) (光緒九年)二月十三日)彭仁生に因て(即行開釋。如再犯案、從重究辦)。</p>

【表二】科刑事案（鎖帶石墩）

番号	檔案	犯罪者の認知	犯罪者の送致	供述	刑罰	その後
10	33106	<p>【頭役の悪】(一)〔同治十二年〕八月十四日、「緣此本月初一日、據首保及漢正街孫峻崗解交盜賊陳阿金一名、稱「係白晝在石山、強牽庄人黃秉耕牛貳隻、牧童喊救、庄衆尾追至九苧林溪埔奪回原牛貳隻、登將止盜陳阿金一名擒獲、解交役對保票訊」等情。…合將據盜賊陳阿金一名前來。」</p>	同上	<p>【口供】(五)〔同治十二年〕八月十六日、「小的前年在大甲偷王國英約台一對、已蒙王前憲訊明、判斷脚筋。此次開店商入竊、又連累我、即在小的家中被總理嫖鏡清搜獲、已追還、小的獲家、小的前有偷過劉吉嫂褲二條、係擄竹籬門的、又偷過吳郎雞二隻、又偷過吳、涼褲二條、財表一領、落後得銀壹元、將物付贖、亦有偷過黃論番席一領、又有偷過陳朝升夾券、落後小的將髮聽贖、得銀貳元。此次去偷被獲、茲蒙明訊、小的照實供認、此外委無再犯別案、謹此。」</p>	<p>【提訊名單の堂諭】(四)〔同治十二年〕八月十八日、「訊得張旭供認竊不諱、大屬玩法、著痛懲、改禁五年、再行察釋。」</p>	<p>【名單の堂諭】(六)〔光緒二年〕十一月八日、「交差、候有船開、逃回原籍。」</p>
11	33107	<p>【頭役の悪】(三)〔光緒十二年〕八月十四日、「緣此本月初一日、據首保街舖口隆源號即張萬典投稱、上月三十夜、被賊賊即入店竊盜、投總理嫖鏡清等四處查緝、至初六日、緝獲盜賊張旭一名。…合將獲到贖盜張旭一名解案。」</p>	同上	<p>【口供】(五)〔光緒五年〕八月二十九日、「小的前年爲事到家、鎖舖十二年、釋放回家。…小的近因往後山尋覓堂弟常勇、礙無路歸、本年四月廿八日、小的有竊取石壁潭庄不識姓名人家的衣服、變賣爲錢費、迨六月十六日來城、即被總理巡更之夥捉獲到案。小的既係女布衣一件、夏布褲一件、頭布巾一條屬實、並非竊取在城之人的物。」</p>	<p>【提訊名單の堂諭】(四)〔光緒五年〕八月二十九日、「數年鎖舖、復萌故態、據供自認不諱、應著責二百板、冬令將屆、正育靖地方。」</p>	<p>【總甲の惡】(十二)〔咸豐七年〕十月二十八日、「緣此本年九月初七日、蒙發交緝犯犯阿旺一名、交成看守示衆、無效、不幸此本月二十八日午刻病故。」</p>
12	33113	<p>【總甲の惡】(三)〔光緒五年〕六月二十一日、「緣此每夜派夥四處巡查緝盜、於此昨日二更時候、幫巡至北門街、遇陳生手取淺女衣又烏字褲、向小押當錢、幫幫捉住、詢據陳生稱「此衣褲伊在鄉庄竊取」等語、即將該盜陳生獲到前來。…茲即將查巡捉獲盜陳生一名、及淺女衣一件、烏字褲一件、頭布巾一件帶到前來。」</p>	同上	<p>【口供】(八)〔咸豐七年〕九月七日、「妹夫張添才、小的時常向他借取銀錢花用、這回小的又向告借不遂、小的纔即起意邀同江阿寶、錢阿寶三人、去偷妹夫張添才衣服三、四件、又羅二更、那張添才又被小的們打傷是實。」</p>	<p>【名單の堂諭】(七)〔咸豐七年〕九月七日、「親屬相盜、罪有應得、重責鎖舖。」</p>	<p>【總甲の惡】(十二)〔咸豐七年〕十月二十八日、「緣此本年九月初七日、蒙發交緝犯犯阿旺一名、交成看守示衆、無效、不幸此本月二十八日午刻病故。」</p>
13	33305	<p>【被害者の呈】(一)〔咸豐七年〕八月二十一日、「慘于此月十五三更時候、突被強盜多猛各執明火器械、蜂擁至才家、撞門直入、將才毆打、手受木棍傷、家物盡行劫去。時才發即喊、幸庄鄰衆結首聞知、互相圍救、即奔報總局、隨帶團練鄉勇並該庄壯丁到路徑圍獲強盜賴阿旺一名、餘黨被其脫逃。」</p>	同上	<p>【口供】(八)〔咸豐七年〕九月七日、「妹夫張添才、小的時常向他借取銀錢花用、這回小的又向告借不遂、小的纔即起意邀同江阿寶、錢阿寶三人、去偷妹夫張添才衣服三、四件、又羅二更、那張添才又被小的們打傷是實。」</p>	<p>【名單の堂諭】(七)〔咸豐七年〕九月七日、「親屬相盜、罪有應得、重責鎖舖。」</p>	<p>【總甲の惡】(十二)〔咸豐七年〕十月二十八日、「緣此本年九月初七日、蒙發交緝犯犯阿旺一名、交成看守示衆、無效、不幸此本月二十八日午刻病故。」</p>

清代刑事裁判における州県官の対応に関する一考察

<p>16</p>	<p>15</p>	<p>14</p>
<p>33319</p>	<p>33317</p>	<p>33307</p>
<p>【被害者の呈】(一)、光緒八年三月「冤因本月試拾九夜三更時候、機被匪徒三、四十猛、登屋折瓦、破納入店、強開大門、蜂擁而進、將景店內賬櫃破開、銀錢貨物洗劫一空、嗣單粘後、景欲出喊救、被匪圍倒、右後肋等處殺傷、任其擄去、迨被搶盡、匪徒放火燒棚、蓋由三重埔中坑兩路而去、景夫妻呼喊、街衆赴救、尾追莫及。」</p>	<p>【大甲巡候の票】(一)五、光緒四年五月十三日「本年三月十九日、據墩仔脚庄貢生張作舟道抱呈稱『稔本年三月初八下午、生情牧童往本庄牛欄坑山牧羊、晚將歸到牛欄坑口、被彰陽鄉仔庄匪匪邱阿三、黃查某、曾阿連三人、將牧童細防役查緝、並論該地總理張貽謀等聯庄購練密察、嗣據總理張貽謀：緝獲盜犯邱阿三、名送案。並據庄民李秀、張阿、張勝元、張萬發、張水、張山、張換等各以耕牛被劫、並據張吹、吳烏調、吳力等以載途拾投傷等情、紛紛稟告前來。：：茲據前情、理合錄叙原詞。：：查訊各緣由、先行申報。」</p>	<p>【票】(一)、同治四年十二月十九日「本年八月十二日、據竹北一保嶺山庄民劉阿恩呈稱『七月十三日、伊弟劉阿恩被江劉其清較計銀元挾棍、乘伊弟牽牛由山唇欲回嶺寮、被江劉其清糾黨匪惡宋新客等攔途、將劉阿恩殺倒在地、脚經刀傷雙折、將赤牛二隻並鳥銃搶去、時查控庄耆驗明傷實、呈請拘究』等情、據此。除批示外、合飭查追拘訊。：：。」</p>
<p>【頭役の票】(一)七、光緒八年三月二十日「稔據三埔街鄭石友被盜報明、役隨即四處查察、詎與阿健體罪、自知難逃、投稱『伊欲為練氏、購擊各要』等語。因知騙後並逃、無語。：：茲據九亭林</p>	<p>【大甲巡候の中】(一)六、光緒四年六月九日「除將該盜邱阿二二名派役申解、合將原卷一宗、鈐印封固、並繳會票及原詞、隨文申報。」</p>	<p>【票】(五)、同治六年六月初八日「至此本月初八日、幸謙隨丁劉阿雲等督帶隘防多名巡查山面、突遇該惡劉阿輝欲行兇、雲信首控獲劉阿輝一名、謙即邀全義首劉維垣、對保湯才撥夥全星速解到對保湯才管帶。」</p>
<p>【供】(一九)光緒八年三月二十六日「其新埔街鄭石有被搶、小的並無作過練氏、惟九亭林曾阿景被劫一案、係是甘阿房之子甘南旺起意行劫、帶同陳來之子陳德盛、黃阿恭、曹阿元之子曹阿德、古阿看之手不知何名、共事有十餘人、其餘俱不認識姓名、分得洋煙約有五六兩之多、小的應分羊羔換一頭、被甘南旺持去。」</p>	<p>【供】(一)三、同治六年八月二十九日「茲因虛能羅毀滅小的叔祖的墳骸、小的不願、向他較鬧是有的。至到劉恩小的並不認識、至餘委無另犯別案。」</p>	<p>【供】(七)、同治六年六月十一日「因同治三、四年、小的祖墳被虛能羅開墾埋填、傷害祖脈、經公取出銀九十元與小的辦供祭祀山神、再安祖墳、又把埋填墳墓、後被反陳、小的控告在案。那劉阿恩小的無仇、今蒙獲案、總求明察。」</p>
<p>【提訊名單の堂諭】(一)四三、光緒十二年四月二十七日「卷查、該犯曾阿健供認夥同拾劫得賊不諱、已屬不法、乃敢挾陳德盛等揭解之嫌、到案誣拔多人、希圖指累、居心不堪問矣、此種兇惡匪徒、本應盡法嚴辦、姑念在押多年、已知悔改、候即按擬詳請鎖獄示衆、以昭炯戒。」</p>	<p>【提訊名單の堂諭】(一)七、光緒四年九月廿一日「案犯疊疊、著重責鎖獄示衆。」</p>	<p>【覆訊名單の堂諭】(一)三、同治六年九月八日「疊犯重案、罪大惡極、斷雙脚筋鎖獄、交總甲永遠看管。」</p>
<p>【願狀】(一)四九、光緒十二年六月七日「願、在外請購贖犯曾阿健、名、即當送案。」</p>	<p>【彰化縣への移】(一)、光緒五年三月二十五日「茲敝府清理破犯、該犯邱阿二被告搶牛、係堅供不承、其鎖骸將及一年、自應盡為變通予以開釋。：：為此、移請貴縣、請核查照、希將解到邱阿二一名查取、飭交翁仔庄鄉保將邱阿三二名嚴加管束。」</p>	<p>【名前の呈請】(一)三、光緒五年閏三月三日「署將劉阿輝交劉阿發領回奉養老母、劉阿發領出其約束、劉阿輝切結附卷。」</p>

18	17	
33326	33320 (31808)	<p>【郷長などの懲】(一)、光緒九年七月一日「本街尾葉澄古四、於六月十九夜四更初到館報稱『伊洋烟生理、被盜明火擄入毆殺、破櫃劫掠、伊妻吳氏喊救、亦被盜殺傷、懇求追獲』等語。……除派壯丁四處查獲外、理合將往勘情形先行稟報。」</p>
<p>【頭役の懲】(一)、光緒十二年十一月二十三日「綠據結首溫陳健、稱『陳福成解交強盜古阿宗一名、稱『乃係昨夜強攻傅天祿之盜、批伊等戰獲、交役稟究』等因。茲將強盜古阿宗一名帶到前來。」</p>	同上	<p>【站役の懲】(四二)、光緒九年十一月十日「茲據緝獲報稱『首盜鄧細傳、逃至焉蕉湖地方、於此十七日、隨即合廣福、黃南球、陰首金萬成、總理劉維綱等率兩夜抵地圍獲……』茲將緝到首盜鄧細傳一名帶候前來。」</p>
<p>【口供】(四)、(光緒十三年)十一月二十三日「因本月廿二日黃昏時候、有八十份庄鐘阿發、鐘阿水、鐘阿禮、余祿、鄧阿五、陳阿文同到陳福明家中、邀小的同夥撒搶、小的問及何處、據稱連寨坑尾。臨起身、月光將出、到在該處均半後時候、余祿點火、鐘阿禮擡門、全進入。小的入門搶他棉被一領、衣二件、餘皆搶他大批、登即奔走。那庄人圍住小的、藏在等竹下、時天將明亮、被庄人看見擊獲、餘脫逃。贓物去還、小的無分一件。」</p> <p>【口供】(一)、(光緒十三年)九月二十日「小的的是被傅天祿控告搶劫、實在鐘阿發族親與傅天祿有田業錢糾葛、傅天祿屢次恃強、故鐘阿發邀同族人轉約小的前往理論、及因言語口角爭鬧互相搬弄、委屬實情。」</p>	<p>【口供】(四四)、(光緒九年)十一月二十日「這葉澄古四於本年六月廿九夜的事、是黃陳寶於六月廿三、四日到小的家、邀小的說要娶去贖錢、約到那晚上到雞籠埔裡街二里山頂無人家居居住取、均是黃陳寶帶來彰化縣下黃的人來等候、合統十二人。……至二更時候、黃陳寶叫門、要與他買洋煙、開門合統就進去、小的搶得銅錢四千元、沒有拿到洋煙、其銀元、貨物、小的都不曉得、小的亦不曉得。」</p> <p>【口供】(四八)、(光緒九年十一月二十二日)「現有、一更、那黃陳寶、先行叫門、攻入葉澄古四店中、小的在店內櫃中搶有銅錢四千元、那黃陳寶執刀進他房搶有手環、殺傷葉澄古四之妻。」</p> <p>【口供】(五六)、(光緒十年)正月二十日「時至二更時候、黃陳寶手執火把、伴要與他買洋煙開門、合統就進入、小的手執竹篙鏢在門外、搶得銅錢四千元。」</p> <p>【清理】に關する清冊(二二八〇八六、供述は光緒十年三月十月)「符令錫並接任提訊該犯賴翻前供、據稱『當時黃陳寶邀伊偷竊葉澄古四店物、伊適因腹痛、並無隨行、事後亦無分贓情事。』」</p>	<p>銅錢。……尚有一個作引路首夥阿賜、是在花草林庄的人。餘外之人、總要賴阿賜曉得。」</p> <p>【口供】(四四)、(光緒十二年)四月二十七日「小的因被曹阿元控竊羊及掛仔、將小的送案、小的已知悔過。」</p>
<p>【名單の覚諭】(二〇)、(光緒十三年)九月二十日「覆訊該犯古阿宗供稱『係屬快嫌起、致從在逃之鐘阿發夥同撒奪。惟前次捕獲鐘阿發等未獲、以致案懸。現據該犯供稱、並無、據庄書傳永法實實乃撒奪有因、且該犯又係從犯、未使久竊。應先擬清查臺灣竊案賊犯之案、酌量擬懲。該犯古阿宗膽敢挾嫌、於滋彰、不法、立予鎖禁五年示懲。俟限、犯有無結獲、再行酌量課程。』」</p>	<p>【清理】に關する清冊(三一八〇八三、光緒十一年)該犯落膝初供行竊情形、歷歷如神、顯係持無實證、任意狡賴。現在事主葉澄古四外出未回、逃犯黃陳寶等、皆無期、質證毫無。卑職採訪與論、皆稱『該犯本屬掏摸為生、並非安分之輩。』案口一詞、似屬可信、飭查訊事主葉吳氏早平復、該犯羈禁已久、可否將該犯酌擬鎖禁五年、俟限滿詳請開釋、一面仍由卑職趕拿逃犯黃陳寶等務獲訊究詳辦、以示矜恤之處、伏乞憲裁。」</p> <p>【苗栗への移】(六六、內容は光緒十二年)、關於光緒十二年清理監犯案內、蒙本府憲雷行知、將該犯鄧細傳改陳永遠鎖鐵、遵辦在案。」</p>	<p>【苗栗への移】(六六、光緒十五年十二月)「現既新、苗分治、查此案係屬實轄地方、應行移歸核辦。除申報外、相應備文將卷連犯移送。」</p>
<p>【名單の覚諭】(一九、光緒十七年)八月十九日「提驗古阿宗患病屬實、准予保領醫治、病愈送案復職。」</p>		

〔表三〕 科刑事案（杖斃、就地正法）

番号	檔案	犯罪者の認知	犯罪者の送致	供述	刑罰	その後
20	33402	<p>〔頭役の懲〕(一)、光緒二年四月十六日「緣本日日晚、據客雅莊總理陳嘉福稱『伊開教立即喚喚庄丁周翠劫盜朱德、徐取、謝海、蕭家四名、並查事于徐猛、民藥材販陳仙註、往下帶回銀元、送至客雅溪被搶奪劫情事』、即將周翠劫盜四名交役對保懲送。除事主自行呈票外、該役合將解交劫盜朱德一名、徐取一名、謝海一名、蕭家一名、共四名帶到前來。」</p>	同上	<p>〔名單の堂諭〕(八)、「咸豐五年」五月三日「鐘阿庚即鐘江、指控分類匪首百餘張、鳴鐘搶來之案、又蒙供認、鐘阿庚俯首無詞、供認網利糾不諱、平日強橫不法、經罪不計其數、即取手監禁禁候辦。」</p>	<p>〔道、府への懲〕(六、光緒二年六月二十二日)「伏以、蕭威起意糾搶、既將事主首先拒傷、又將事主推浸溪內、實屬兇暴昭著、罪不容誣、自應就地懲辦、以昭刑威。其餘取、陳海、陳得三名、皆在壯年、既自新之有日、現係初犯、較積匪而有殊、且平日均是百販營生、確訊實無不法別案、其總從夥搶也、止係一時之迷、偶於前犯所引誘、其勿運動手也、但為脫身之計、總異於推浸之輩、可吝稍予末減、將徐取、陳海、陳得三犯、擬以永遠鎖廠、以示懲儆之虞、出自憲恩。」</p> <p>〔府からの移〕(一〇、光緒二年九月六日)「本年八月十四日、蒙案追惡豆批、陳廣賈會訊搶犯蕭威、徐取、陳海、陳得供詞緣由、蒙批『據會訊蕭威起意糾搶、既將事主首先拒傷、又將事主推浸溪內、實屬兇暴昭著、罪不容誣、已蒙案票就地懲辦矣、仰臺灣府轉移知照、至徐取、陳海、陳得三名、請永遠鎖廠、并由該府核明移遞、繳供摺存、等因、蒙批』徐取、陳海、陳得三名、向肩販營生、此次聽糾糾搶、實被蕭威誘惑所致、情尚可原、應如該丞等所票、永遠併鎖廠、以示懲創。」(二)「光緒二年」九月二十日「永遠鎖廠、以示懲創。」</p> <p>〔蕭威の新決名單〕(一三、光緒二年)十月三日。</p>	
19	33302	<p>〔被毒者の呈〕(一)、咸豐五年四月二十三日「案此月初一日、鐘河庚執諭到古強要除米九斗、元念本少、不敢充諾。至初一日、鐘阿庚遂糾小夫甘餘猛、鳴鐘擲店、將元店內早米拾石搬搶淨盡、登鐘總重保正等斥還不還、續鐘總重保正等認贖不贖、日延一日、不知作何弊端。……情亟叩乞大老爺恩准嚴拘鐘阿庚等到案追懲懲辦。」</p> <p>〔總理等の懲〕(二)、咸豐五年四月二十二日「經雲等此本月初四日、以憤惡報法等事、先行具票在案。」</p>	<p>〔總理等の懲〕(二)、「咸豐五年」五月二日「此本日午、雲等鳴鐘阿庚、而鐘阿六、彭阿鵬、彭阿九、鐘來生等五十餘人、將匪鐘阿庚一名解案。」</p>	<p>〔口供〕(四、光緒二年四月十六日)「陳海の供述『蕭威遂這陳先聚、小的與他合夥來至客雅莊、小的遂將陳先聚、蕭威、陳海二人先下手、小的與徐取在後、小的將蕭威打他是有委實是蕭威糾送、將劫陳先聚、另外並無搶劫。』」</p> <p>徐取の供述『這回搶劫陳先聚、是這蕭威起意夥送、來至客雅莊、蕭威、陳德二人在前下手、蕭威、陳德二人在後、手取蕭威將陳先聚毆傷、委實是蕭威邀小的夥劫、另外小的並無搶劫別案。』</p> <p>陳德的供述『這蕭威邀小的夥劫陳先聚、說伊有見陳先聚之銀、小的與他合夥至客雅莊、這蕭威先下手、蕭威、小的手執扁擔將陳先聚毆打、被總理們追獲送案。』</p> <p>蕭威の供述『小的見這陳先聚有銀、邀陳海、陳德、徐取夥劫銀、至客雅莊他三人將扁擔打陳先聚、小的手執扁擔打、陳先聚叫喊、小的將陳先聚之銀搶走、被總理們擊獲。』</p> <p>蕭威の供述『蕭威是實、另外並無搶劫別案。』</p>	<p>〔總甲の懲〕(四五、光緒八年五月十六日)「緣有確犯陳海一名、至此本日已初因病身故。」</p> <p>〔總甲の懲〕(五一、光緒八年七月十六日)「緣有確犯徐取一名、至此本日已初因病身故。」</p> <p>〔總甲の懲〕(九九、光緒八年八月十四日)「緣有確犯陳德一名、至此本日已初因病身故。」</p>	

いものではなく、相当程度民間に依存しなければ刑罰を科すに行き至らなかつたことの表れと考えられる。

第二に、明確に罪状の自認をしている事例が必ずしも大多数を占めているとは言えないことが挙げられる。これは檔案に残されている口供に基づく話であるが、そこにおいて、刑罰を科された者が明確に罪状を認めている事案がある一方で、事件への関与を明確に否認している場合もあり、その中間的形態として罪状を明確に認めている訳ではないものの、悪人であることを自認しているものもある。ここで紹介する事案は科刑事案であるためすべての事案で当然に何らかの刑罰が科されているのであるが、罪状を明確に認めている場合は官の側でも「供述不諱」と指摘する一方、罪状を否認する場合でもそれを「狡展」と称したり、あるいはその人物の悪性を指摘したりすることで科刑に持ち込んでいる。

第三に、必ずしも多数を占めてはいないものの、事案処理過程における上司の関与を確認できる事例もまた存在することが挙げられる。当時の刑事裁判過程で上司が関与するのは事件発生を報告する通詳の段階と下僚からもたらされた事案を審理する覆審の段階であるが、【表1-3】に掲載されている事案のうち、17の事案では通詳の段階と覆審の段階が、20の事案では覆審の段階が存在したことが直接的あるいは間接的に確認できる。また16でも覆審の段階を示唆する言及が確認できる。

そして第四に、科刑に至つたといっても、すべての事案で順調な事案処理の結果として科刑に至つた訳ではないことが挙げられる。例えば17の事案は、犯罪者と目される者が罪状自認を翻したことで事案が未決のまま時が経過したが、ある段階まで至つて「清理」、すなわち未決事案を一定期間内に一律に処理するように上司から命令されたことで、何らかの処理策として刑罰が科されるに至つたものである。また16や18の事案も、上司からの命令という要素は存在しないものの、科刑に至つた経緯は17と基本的に同様と考えられる。単に罪状自認が得られないまま

科刑に至った事案であれば他にもいくつが存在するが、この17などの事案においては官僚の側でも当該人物の犯罪行為に対して明確な確信を得るに至らないまま刑罰を科すに至った点で、それらとは一線を画すものである。

以上の淡新檔案の盜案の科刑事案に見られる特徴を踏まえ、州県官が事案処理において行なう幾つかの手續段階について検討する。

(2) 通詳——事件發生の報告——

同じく人の財産をとる犯罪であっても、清代における強盜と窃盜では官僚制内部の対応において大きく異なっていた。「重案」とみなされた強盜の場合、犯罪が発生した段階からその發生地を所管する官僚には「疎防」、すなわち警戒が不十分であったことによる処分の対象となり、その処分は一定期間内に一定数の犯罪者が捕縛されれば軽減ないし免除された。これに対して「細案」とみなされた窃盜では、十人以上の集団による窃盜や窃盜犯が捕縛に抵抗して人を殺傷した場合といった例外を除き、このような処分は行われなかった。⁽¹⁴⁾したがって「疎防」による処分の可能性が存在する事案においては、犯罪がいつ発生したかについて、皇帝に対して当該官僚の処分を申請する督撫が把握しておく必要がある。清代の刑事裁判手續の一環として実施された關係各上司に事件發生を報告する通詳とは、こうした処分手續の存在が一つの理由であったと考えられる。

その通詳であるが、それを行なう州県官は通詳に先だつてまず現場検証を行なうことが必要とされた。その現場検証に関して、強盜の訴えを受理した場合、州県官は軍隊を帯同して現地赶赴して実施することが求められた。それに対して窃盜の場合、清初においては現場検証の実施を定めた規定が存在せず、乾隆期の議准においても、窃盜を訴えるも実際には強盜と考えられる場合に現場検証をして通詳することが求められた他は、呈詞の内容や官が強

盗を窃盗として扱うことを強要していない旨の被害者の誓約書を関係上司に対して報告することが求められるのみであった。⁽¹⁵⁾したがって、現場検証から通詳へと続く手続は、「疎防」による処分の可能性が存在する強盗事案で行われる手続であって、そうした処分が想定されていない窃盗事案では必ずしも実施が求められる手続ではなかったと⁽¹⁶⁾考えられる。

なお上司に対して事件発生を報告する手続としては、上記の通詳の他に通稟も存在したことが知られている。通稟とは通詳に先立って事件発生と一応の状況を報告するものであり、公文書による報告としての通詳に対して、信書による報告としての通稟と位置付けられる。⁽¹⁷⁾

このような通詳や通稟について淡新檔案では具体的にどのようなように確認できるか。まず厳密な意味で通稟と通詳の両者が確認できる事案は管見の限り存在しない。ただ通詳に先立って上司にあたる道台に稟で事件概要の報告を行っている事案は存在するため、⁽¹⁸⁾通稟という形式ではないものの通詳以前に上司に報告すること自体が全く行われていなかった訳ではなかった。しかしながらそのような事案はごく少数で、通詳が確認できる事案の大半は稟などで事前に上司に報告することなく直接通詳を行っている。他方でそうした通詳は、それに先立つ現場検証の実施が確認できるとともに、⁽¹⁹⁾通詳で要求される十日の期限を過ぎたとして上司より叱責を受けたことに対して弁明をする事例も確認できるなど、⁽²⁰⁾通詳において求められていた要件を基本的に満たす内容であったと考えられる。

一方、通詳が行われずに稟による報告のみが行われた事例も存在する。その一つが淡新檔案三三四〇八で、光緒十三年十二月に叔父が強盗に襲われて殺害されてその死体をどこかに埋められたと訴え出た事件である。この事件で知県は、被害者と共にながら逃げ帰ったとされる人物を訊問し、その供述を「非常にしどろもどろである〔尤属支離〕としながらも、死体のありかと事件原因の調査を票で命じた。⁽²²⁾しかしその後の進展がなかったため、呈

状を受理してからおよそ一ヵ月後に、呈状の内容と調査を命じたことについて通稟で各上司に報告した。⁽²³⁾ この通稟に対して巡撫は、

速やかにまさに犯罪者を捕らえ死体を発見し、現場検証をして通詳すべきであるのに、どうして一ヶ月ほど過ぎた現在までも未だに正確な情報を明らかにせず、軽々しい加減に稟で報告するのか。これは非常に時間を浪費するものである。

〔亟応拘兇起屍驗訊詳報、何以延今一月有余、尚未查明確情、率行含糊具稟。殊属玩泄。〕

と、知県の対応を叱責する内容の批を示した。⁽²⁴⁾ しかしその後も死体のありかと事件原因の調査を継続するも、死体は発見されず事件原因も不明のままであった。そして光緒二十年一月には、胥吏が作成したと考えられる犯罪者の捕縛を命じる稟の原稿に対して、知県は「このような遠年の案件で犯罪者を捕縛することは困難であり、票を出すことは徒に人々に迷惑をかけることになるため、許可することはできない〔此種遠年案件、兇犯断難弋獲、出票徒滋擾累、可無庸行〕」という批を示し、捜査の命令を下さなかった。⁽²⁵⁾

この事件は、結果的には原告の単なるでっち上げに過ぎなかったのであろうが、その経緯を見ると、民衆より事件の訴えが提起された際にまず官に求められたことは、事件自体が実際に発生したかどうかの調査であったことが分かる。そしてその調査の結果、少なくとも事件発生が事実であるとすれば、その先の手続として現場検証そして通詳へと進むことになる。しかしなお事件発生自体が確認できない状況であれば、訴えそのものでっち上げの可能性が否定できない以上、とりあえずはその調査を継続するしかなかった。⁽²⁶⁾

したがって通詳が行われている事件は、少なくとも原告の完全なでっち上げではなく、現場検証が行なえるような何らかの犯罪が行われた事件ということになる。²⁷⁾そしてそうした事案での初期情報を上司が必要とすることは、通詳が強盗案件では必要となるも窃盗案件では必ずしも求められなかったことから考えれば、覆審という形でいずれ自らも直接審理をする必要があり、かつ原則として外省で完結することができないために、解決できなかった場合には自らも処分される可能性のある事案だからであろう。このように考えると、通詳は、その性格ないし機能からすれば、上司との関係において下僚が求められる手続という意味合いが強いものであり、事件解決の担保としての意味合いはむしろ二義的であったと言える。

通詳がこのようであったとすれば、内容的に通詳が必要であるも通詳が行われない事案もその所以は明らかであろう。すなわち例えば強盗事件であったとしても、犯罪を認知した最初の段階ですでに「人贓並獲」でありかつ犯罪内容も明白であれば、その事案を処理する見通しはすでに立つことになるため、上司に対してわざわざ通詳をするといった手間をとらずに、直接に処理手続を履行したと考えられる。末端の州県官には通詳が義務づけられていたとしても、それは実際には無条件な義務とはならず、むしろ上司が必要な限りにおいてといった留保が付されるものであったと理解することが望ましい。そしてこのことは、科すべき刑罰を決定する場面において時に下僚の立場にある官僚が律例に依拠しない形で判断を行っていたことと同構造のものとして理解すべきものである。

こうして見ると、通詳を巡る州県官の対応は、州県官が犯罪を認知した当初において有する所の情報量に大きく左右されると言えるのではなからうか。すなわち、民衆からの訴えを受けたとしても事件発生自体が完全なでっち上げである可能性を否定できない場合が一方の極にあるとすれば、他方の極には事件被害者からの訴えおよび地保などの治安関係者からの事件報告とともに捕縛された犯罪者と確保された贓物が官に付き出される場合が存在し、

その中間に少なくとも事件発生自体は確實であって今後犯罪の捜査および犯罪者の捕縛が求められる場合が存在する。このうち両極においては（前者は「不能」、後者は「不要」という違いはあれ）通詳が行われぬが、中間においては事案処理へ向けての手続としての通詳が行われることになる。しかしその通詳は一義的には覆審を行なう上司との関係において必要とされる手続であるがゆえに、その内容は自ずと審理後の上申を意識するものになったと考えられる。⁽²⁸⁾

（3）法廷審理——犯罪者の供述——

法廷審理において州県官が行なうべきことの中心は犯罪者や関係者を訊問することであるが、そこで得られる犯罪者の供述、具体的には罪状自認の裁判手続上の機能について、著者は別稿において、事実認定の段階では数ある証拠の一つとして位置づけられるに過ぎず、むしろ定擬あるいは覆審の段階において上控や翻異を抑制することで安定的な事案処理を可能にする機能を有したことを明らかにした。⁽²⁹⁾ それではそのような犯罪者の供述は、裁かれる側、すなわち犯罪者や事件関係者を含めた裁判過程においていかなる意味を有したのか。

裁かれる側から犯罪者の供述を考えたときに指摘できることは、罪状を否認する場合にせよ自認する場合にせよ、その供述は何らかの目的の実現を目指してなされているという戦略的な要素が見受けられることである。

例えば罪状否認の一例として「翻異」を挙げることができる。翻異とは当初の供述内容を後に翻すことであるが、先に罪状自認をしていたものが後に否認に転じる場合が多い。⁽³⁰⁾ 淡新檔案の盗案における否認事例を見ても、17の事案のように、当初は罪状を自認していたにもかかわらず、他の犯罪者が捕まらないことなどによって、従犯であると言いつつ逃れたり罪状そのものを否定したりしている。そして淡新檔案の「清理」の事例を見ると、こうした犯罪者

に対してひとまず従犯として処理するなど何らかの形で刑罰を科す場合もあれば、刑罰を科すには至らず引き続き未決囚として監獄に留め置くといった場合もある。⁽³¹⁾当初自認していたものを後に翻すことは、官からすれば単なる「言い逃れ」と評価するに過ぎないものではあろうが、そのような「言い逃れ」であったとしても犯罪者にとつては当面の刑罰の免除や軽減といった効果を期待し得るものであった。

しかも翻異における供述の変化を見たときに興味深いことは、時にそうした変化があたかも成文法の運用を意識しているようにも見て取れることである。同じく17の事案であるが、捕縛された当初の供述は「店内の箱の中から銅錢四千文を搶奪した〔在店内櫃中搶有銅錢四千文〕」であったが、これが二ヶ月後の知県交代後の供述では「武器の付いた竹竿を手持って門外にいて、四千文を搶奪した〔小的手執竹篙鏢在門外、搶得銅錢四千〕」となり、さらに数ヶ月後の再度知県が交代した後に行われた「清理」の際には「ちよと腹痛になったので同行することはせず、事後に贓物を受け取ることもなかった〔適因腹痛、並無隨行、事後亦無分贓情事〕」と変化している。⁽³⁴⁾

これに対して強盗に関する成文法の規定や運用を見てみると、まず強盗について規定する律文では「強盜のすで行なわれて……ただ財物を得た場合は、首従を分けずみな斬とする〔強盜已行……但得財者、不分首従皆斬〕」とある。⁽³⁶⁾しかしこの律文規定は康熙五十四年の「それぞれの事案の犯罪を思い立った首犯および人を殺傷した一、二名を死刑とし、その余は例に照らして減等して発遣せよ〔將各案内造意為首及殺傷人者一二人正法、余俱照例減等發遣〕」という旨により、犯罪者全員を死刑にしない方向での運用上の改変が加えられた。⁽³⁷⁾さらに雍正五年には、

今後盗案では、州・県から巡撫まで厳しく審理を行い、「法の許しがたきところ」と「情のゆるすべきあり」とにそれぞれ分けて上奏文内で明らかにし、律に照らして首従を分けずに斬立決に定擬して題本で上奏せよ。

大学士は三法司とともに従来通りに區別して詳しく検討し、まさに死刑にすべきは死刑にし、まさに發遣にすべきは内地の三千里に分けて發して、駅站および營兵に給して使役させよ。

〔嗣後盜案、自州県以及巡撫、務令嚴行究審。將「法所難宥」及「情有可原」者、一一分析、於疏内開明、照律不分首從定擬斬決具題。大学士会同三法司、仍照從前分別詳議、將正法者正法、宥發遣者、分發内地三千里、撥給駅站及營兵差使。〕

という議准によって、康熙五十四年の旨の趣旨を踏襲しつつその具体的な手続が定められ、⁽³⁸⁾この内容が乾隆五年に条例化された。

しかし太平天国によって治安が悪化した咸豐五年には、

今後およそ盜劫の案にあわば、なお「強盜のすで行なわれてただ財物を得た場合は、首從を分けずみな斬とする」の本律に依り、すべて斬決に定擬すべし。その中の見張りをして贓物を受け取ったなどの犯罪者については、いまだ贓物を分けていなかったとしても、また悪を同じくしてあい助けるものであるため、首犯の罪に照らして一律に問擬することを命じる。

〔嗣後凡遇盜劫之案、仍依「強盜已行但得財者、不分首從皆斬」本律、俱擬斬決。其中把風接贓等犯、雖未分贓、亦係同惡相濟、著照為首之罪、一律問擬。〕

という論が下され、⁽³⁹⁾これに伴い「法の許しがたきところ」と「情のゆるすべきあり」とを區別する内容の乾隆五年

条例が削除された。そしてこの論が下されて以降の強盜事案の処理に関して、光緒十一年の段階で、

強盜を厳しく処罰し、「法の許しがたきところ」と「情のゆるすべきあり」とを論ずることなく、首従を分けなくなつて以来、別に理由があつて（強盜に）赴かず事後に贓物を分けられた場合の、新疆へ発すると定めるも四千里に改めて発せられて充軍となつた犯罪者は、各省において以前と比べて非常に増えている。実際、今日の「別に理由があつて（強盜に）赴かず」とは、すなわち昔年の「情のゆるすべきあり」である。

〔乃自嚴辦強盜、無論「法無可貸」・「情有可原」、不分首従以來、遇有別故不行事後分贓、定發新疆改發足四千里充軍人犯、各省較前愈多。其矣、今日之所謂「別故不行」、即昔年之所謂「情有可原」者也。〕

という指摘がなされている。⁽¹⁰⁾

以上の強盜に関する成文法の規定や運用上の変化と先の供述の変化とを比較してみると、最初の「店内に入って搶奪した」という供述では、どの時期でも科される刑罰として律が定めるところの死刑が想定されることになる。

次の「門外にいて」という供述になると、咸豐五年以前の段階では「見張り」であつて「情のゆるすべきあり」と評価されて死刑を免れることになるもの、事件の起きた光緒九年の段階では、これもまた「悪を同じくしてあい助けるもの」という評価により死刑が想定されることになる。そして最後の「ちょうど腹痛になつたので同行することはせず、事後に贓物を受け取ることもなかつた」という供述については、贓物も受け取っていなければそもそも事件とは無関係であろうが、仮にこの部分が否定された（つまり「贓物は受け取つた」とみなされた）としても「ちょうど腹痛になつたので同行しなかつた」ことが事実として認定されれば、「別に理由があつて赴かず」という

ことになるために、事件の起きた光緒九年の段階でも死刑を免れることになる。このように、この事例では変化した供述内容で指摘する事柄と成文法の規定や運用上において変化した事柄との間で一定程度の符合を見とることができる。単なる偶然の一致かもしれないが、成文法の規定や運用を踏まえて刑罰の軽減を図るために戦略的に供述を翻したと想定することもあるいは可能なものではなからうか。⁽⁴¹⁾

罪状否認の翻異に対して、罪状を認めている場合では「誣扳」を確認することができる。誣扳とは「妄扳」とも呼ばれるが、⁽⁴²⁾ であらめな供述をすることで関係のない者を事件に巻き込むことであり、律例において関連規定がいくつか存在する。例えば「強盜」条で言えば、条例の一つに「もし犯罪者の仲間であるという確たる証拠もなく、審理したところ盗犯が恨みから誣扳した場合は、直ちに追及を免じる〔若並無同夥確拠、審係盜犯挾恨誣扳、即予免究〕と規定されるほか、⁽⁴³⁾ 同治九年に削除された条例では、斬立決に定擬した後に「情のゆるすべきあり」として申請してはならない場合として「俱擬斬立決、不得以情有可原申請」、良民を誣扳すること「誣扳良民」が挙げられている。⁽⁴⁴⁾

16の事案では最終的に犯罪者一名について鎖帶石礮とするように詳請されたが、その堂諭には次のようである。⁽⁴⁵⁾

該犯の詹阿健は犯罪者の一味として搶奪して贓物を得たことを隠さず認めており、すでに不法に属するも、かえって陳徳盛らが送致を手助けしたことを恨みに思い、法廷に至って多くの人を誣扳して累を及ぼすことを図るとは、その了見は問うに堪えない。この種の凶悪なごろつきはもとよりまさに法を尽くして厳しく処罰すべきも、多年拘束されてすでに改悛していることを考慮し、擬に按じて鎖帶石礮として衆に示すことを詳請し、もって戒めを明らかにすることを待て。

〔該犯詹阿健供認夥同搶劫得贓不諱、已屬不法。乃敢挾陳德盛等幫解之嫌、到案誣扳多人、希圖拖累、居心不堪問矣。此種兇惡棍徒、本應法嚴辦、姑念在押多年、已知悔改、候即按擬詳請鎖敬示衆、以昭炯戒。〕

先述の「強盜」条の條例に「恨みから誣扳」するという言及があるが、この事例においても同様に、誣扳は恨みを持つ相手に累を及ぼすために行われたと見なされている。しかしそうした怨恨を晴らす目的以外にも、長く拘束されたことで「すでに改悛している」と評価されることから考えれば、無関係な人物を数多く巻き込むことによつて審理の引き延ばしを図り、未決のまま長引かせることによつて結果として刑罰の軽減を実現したとも考えられるのではなからうか。

このように罪状を自認している場合でもその供述に一定の目的を見出すことが可能であるとすれば、單純に自白している事案でも同様に何らかの目的の達成を企図していると考えるのが自然であろう。そのような見地から自白の供述を見ると、その最後の部分で「恩典を求める」といった言及がなされていることに気付く。こうした表現は單なる慣用的な言い回しに過ぎないかもしれないが、その自白の内容が真実であったとすれば、潔く自白することで寛大な処置を求めるといった目的があると評価することもまた可能であろう。

ところでこうした犯罪者の供述を含め、人命事案の裁判過程で行われていることに関して、近年寺田浩明氏が⁽⁴⁶⁾ 県檔案の同治期の命案を分析して興味深い指摘を行っている。今、本稿に必要な限りにおいて簡単に要約すると次のようになる。すなわち、人命事案の裁判過程で行われていることは、その社会的な位置づけとしては事件関係者全員が共有できるストーリーの作成であり、犯罪者の供述もまたそのような作業の一環として位置づけられるに過ぎない。そしてそのような共有ストーリーは州県官を媒介として行われるものの、人命事案を殺人事件として科刑

の方向で処理するか殺人事件とはせずに当事者間で金銭的解決を図るかという大きな選択は事実上当事者側に委ねられていた、と。

以上の寺田氏の見解はあくまで人命事案を対象とするものであるが、そこにおいて殺人事件として科刑の方向で処理される場合に想定されている手続は、通詳を経て上申するというものである。同じく通詳という手続が必要とされる盗案を検討対象とする本稿の問題関心からすれば、寺田氏の挙げる諸事例のうち、通詳までは手間取るも、一旦通詳されてしまえばそれ以降は当事者親族が別の事情を言いたてて来ても取り合うことをせずに上申に関する諸手続が進められたという事例が注目に値する。そこに至るまでは様々な展開が想定され得るにせよ、通詳という上司が介入する手続の段階にまで至ればそれ以降は上申というレールに乗って必要な手続がなされたことを逆⁽⁴⁷⁾に言えば、通詳後に行われるところの罪状自認を含め関係者の各供述を整合性あるものとして取り揃えるといった作業自体は、結局のところ上申のために必要とされる作業、より端的に言えば上司に対して必要とされる作業と見なすことが可能であろう。

このことに関して、処罰は行われたもののその処理過程で上司の介入する契機が存在しなかった事案を見るとより鮮明となる。例えば14の事例は、檔案を見る限り通詳や覆審など上司の介入を全く確認できないものであるが、全体としては次のような経緯を辿っている。すなわち、同治四年十二月に強盗傷害の訴え⁽⁴⁸⁾があり、同治六年六月になつて犯罪者一名が捕縛⁽⁴⁹⁾された。この犯罪者は当初、事件と無関係として犯行を否認していた⁽⁵⁰⁾が、同年九月の三度目の法廷審理において「自分は本当に不埒であり、現在は後悔しており、悔い改めることを願っています〔小の実在該死、如今反悔、願改自新〕」と供述した⁽⁵¹⁾。この供述を受けて同知は、「重案をかさねて犯し、罪は大にして悪は極まっています。両脚の筋を切断して鎖帶石礮とし、総甲に交わして永遠に管理させる〔疊犯重案、罪大惡極。断双脚筋

鎖碓、交総甲永遠看管」という堂論を下し、永遠の鎖帶石碓に処した。⁽⁵²⁾その後同治八年三月には、犯罪者の母親から釈放の請願が出され、その直後に被害者親族側から再度審理して厳しく処罰する旨の請願が出された。⁽⁵⁴⁾しかしこの犯罪者親族および被害者親族の相反する請願は、すでに永遠の鎖帶石碓に処すると決定されたとしていずれも採用されることは無かった。そしてさらに時が下って光緒五年、再び犯罪者の母親から釈放の請願が出されると、今度はそれが受け入れられて釈放されることになった。⁽⁵⁵⁾

以上の経緯で着目すべきは同治八年の請願である。両脚の筋を切断の上に永遠の鎖帶石碓にするという比較的重いと考えられる刑罰が科されたにも関わらず、まだ二年もたない段階で犯罪者親族から釈放の請願がなされ、その直後には被害者親族からはさらに厳罰を処すことを求める反対の請願がなされている。犯罪者親族などからの釈放請願自体は淡新檔案のなかで比較的確認できるもので、それが官憲に受け入れられることもあれば、受け入れられないこともある。しかし、処罰以前ならともかく、すでに処罰済みの犯罪者に対する被害者親族からのさらなる厳罰要求は異例である。ここには犯罪者親族側の請願を封じ込めるといった要因を多分に考えることができるにせよ、少なくとも犯罪者親族と被害者親族の双方が官憲の処罰内容にそれぞれ満足していなかったことが一因であるとみなすことは可能であろう。

このように考えると、同治六年の段階で下された判決や刑罰は、犯罪者親族の側も被害者親族の側も双方が十分に納得していないにもかかわらず、同知がそのことに特段の配慮を示すことなく自らの判断で下したと考えるのが順当であろう。そうであるとすれば、この事案においては犯罪者親族の側と被害者親族の側の双方が受け入れられるような共有ストーリーの形成などは問題にならなかったと考えられる。このように、上司が介入する契機の無い事案においては共有ストーリーの形成などの必要はなく州県官自らが描いた事件像に基づいて処罰していたとすれ

ば、そうした共有ストーリーの形成に向けての営為は、結局のところ上司が介在する事案においてのみ積極的意義を持ち得たことになる。そしてこのように考えたとき、確かに淡新檔案においても、例えば就地正法の執行や免除に関して知県が上司に請願する際に紳士らの要求を受け入れる形で行っている事例が確認できる一方で、⁵⁶上司が介在しない事案での枷号満了後の総甲による更なる鎖帶石礮に処することの請願に対して知県の権限を侵害するとして叱責を与えているといった事例も確認できる。⁵⁷前者の事例は、下僚たる州県官が何かしらを上司に提案するなど事案処理にあたって上司が介在する場合は、自らが管轄する社会からの支持を後盾にすることが望ましい、したがって州県官にはそのような支持を得るための努力が必要であったことを示唆するのに対し、後者の事例は、事案処理に上司が介在しない場合はその社会の動向などを配慮することなく、州県官自らの判断のみで対応し得たことを意味しよう。

以上、盗案における犯罪者の供述を巡って検討してきた。事実認定において数ある証拠の一つに位置づけられる犯罪者の供述であるが、犯罪者にとっては罪状を肯定するにせよ否定するにせよ何かしらの目的を達成するために戦略的になされているといった評価をしようのもであり、ここからしても罪状自認が処罰において決定的な意味合いを有するとは考え難いものであった。他方、裁判過程における意義を考えた場合、犯罪者や関係者の供述を整合性がある形で取り揃えることによって被害者親族側と加害者親族側の双方が共有できるストーリーを形成することは、盗案においてそれが行われたとすれば上申のためのものと理解し得るもので、上司が関与する契機のない事例においてはそのような共有ストーリーの形成が問題とはならなかったと考えられる。結局のところ、犯罪者の供述の在り様もまた下僚の上司との関係において規定されるものであって、上司が介在しない事案においては、刑罰を科すなど何かしらの解決を図るために、必ずしも共有ストーリーが形成される必要もなかったし、またそもそも罪

状自認がなされている必要すらなかったと言える。⁽⁵⁸⁾

(4) 刑罰の判断——成文規範への依拠——

州県官は法廷審理の後、科すべき刑罰の判断が求められる。自理として処理される事案においてはそれが確定判決になるとともに刑罰執行の命令ともなるが、上申事案においては定擬、すなわち上司に対して提示する判決原案を作成する形態となる。

本稿で紹介する淡新檔案の盜案の科刑事案のうち、上司の関与が確認できない事案は二十事案中の十七事案を占める。これらの事案は当然自理として処理されたと考えられるが、そこにおいて科されている刑罰は、「笞責」・「薄責」・「重責」などと表現される体を叩く類の刑罰、枷号、鎖帶石礮、そして杖斃であり、いずれの事案においてもそれを科すにあたって何らかの成文規範に依拠したことを確認できない。このうち、笞・杖に比類されるところの体を叩く類の刑罰と枷号については州県官の職権により科すことができるもので、成文規範への依拠は基本的に問題とならない。しかし鎖帶石礮については、清代後期には福建省を含む多くの省で中央の裁可を経て章程が制定されたため、科刑に際して依拠すべき成文規範が存在するとともに、手続的にも事案ごとの報告を受けるなどの形で上司の関与が定められている。⁽⁵⁹⁾ 杖斃については成文規範が存在しないが、⁽⁶⁰⁾ そもそも犯罪者に死刑を科す場合、原則として、死刑を定める律例に依拠し、また官僚制末端の州県官より審理を繰り返して最終的に皇帝の裁可を得ることが必要とされた。ここより制度的な見地から鎖帶石礮や杖斃を州県官の判断で選択し得たことは、それが上司の関与を伴わない形でなされたことが理由であったと考えられる。

それでは事案処理にあたって上司が関与する事案、すなわち州県官において完結していない事案においてはどう

であろうか。本稿で紹介する科刑事案の残り三事案のうち、16の事案はその最後の段階で知県が「詳請」することに言及するのみで、それ以上の詳細な内容が不明である。しかし上司の関与がある程度判明する17と20の事案からは成文規範への依拠を確認することができる。

17の事案は「清理」の結果として鎖帯石礮が科されるに至ったものであるが、按察使が「清理」を命じる際に「光緒二年に先の文総督・丁巡撫が上奏して裁可された変通清理章程を援用〔援引光緒二年前督憲文・撫憲丁奏准変通清理章程〕」することを指示している⁽⁶¹⁾。その光緒二年の章程には、

搶奪や窃盜などの犯罪者で……あるいは先に証拠があるも後に狡猾にも供述を翻したり、花会という賭場を開設したり、胥吏や差役がもめ事を引き起こしたり、訴訟をそそのかしたり、誘拐して身代金を要求するなどの郷村に害をなす行為で、情節は憎むべくも供述や証拠が明確ではない場合、これらのずる賢い輩はもし一律に釈放すれば、変じて盜賊になるのでなければ異端に流れ込むことになる。擬して請うらくは、「搶奪や窃盜で鎖墩とする」例に照らして、分別して年限を酌定して鎖帯石礮とし、もって懲らしめを示し、監禁を免らしめよ。

〔至搶奪等案人犯……或先有証佐後復狡翻、以及開設花会、書差詐擾、教唆詞訟、擄人勒贖、一切為害閭閻、情節可惡、而供証未明、此等桀黠之徒、若一律准予釈放、非變為盜賊、即流入異端、擬請照搶盜鎖墩之例、分別酌定年限、鎖帶石墩、以示懲罰、而免羈禁。〕

とある⁽⁶²⁾。この事案では犯罪者が供述を翻して罪状自認を得られていないことから、「清理」にあたって知県は、

輿論を採訪したところ、皆が「該犯はもともと盗みで生活をしており、分に安んずる輩ではない」と称している。誰もが同じことを言っており、信用できるようである。調査を命じたところ被害者の葉吳氏の傷は回復しており、該犯については監禁することまさに久しい。そこで該犯を鎖帶石礮五年に定擬して、期限がきたら釈放を詳請するとともに、一方で逃亡中の黃陳寶などを直ちに捕縛して審理して上申して処理し、もって憐れみを示すべきか否か、伏して上司の判断を乞う。

〔卑職採訪輿論、皆稱「該犯本屬拘摸為生、並非安分之輩」。衆口一詞、似屬可信。飭查事主葉吳氏傷早平復、該犯羈禁正久。可否將該犯酌擬鎖帶石礮五年、俟限滿詳請開釈、一面仍由卑職趕拏逃犯黃陳寶等、務獲訊究詳辦、以示矜恤之処、伏乞憲裁。〕

とあるように、輿論に基づく形でこの犯罪者に鎖帶石礮五年を科すことを提案した。⁽⁶³⁾ここで知県が刑罰を科すか否かを判断する際には「分に安んずる輩ではない」という輿論が決定的な役割を果たしていたと考えられるが、鎖帶石礮五年という刑罰に関して言えば、光緒二年章程の「先に証拠があるも後に狡猾にも供述を翻し」た場合に「分別して年限を酌定して鎖帶石礮と」するという規定に依拠したと考えるのが順当であろう。

20の事案は、搶奪犯のうち一名を就地正法に、三名を永遠の鎖帶石礮に処したものであるが、知県は最初に台湾道に上げた稟において四名全員の就地正法を求めていた。その稟には、

蕭威は首犯として搶奪を思い立って人を集めること三人以上であり、陳得・徐取・陳海は均しくそれぞれ手を

出して被害者を負傷させたもので、新例に按照すれば、均しく罪は斬立決となる。

〔蕭威為首起意行搶、結夥已在三人以上、与陳得、徐取、陳海均各動手致傷事主、按照新例、均屬罪兇斬決。〕

とある。⁽⁶⁴⁾ ここで言及される「新例」について、檔案のこの箇所のみならず他の箇所においても特に明示されていない。ただ刑律「白昼搶奪」条の同治九年改正条例には、

搶奪の事案で……衆を集めること十人に至らないも、その数が三人以上で、武器で威嚇し縛り上げて押さえつけ、また被害者を傷つけた場合、首犯およびその場で手を出した犯罪者は、強盜律に照らして斬立決に定擬せよ。従犯でその場で手を出さなかった場合は、均しく新疆に發遣して官兵に給して奴隸とせよ。

〔搶奪之案……聚衆不及十人、而數在三人以上、但經持械威嚇、及網縛按捺、並傷事主者、為首及在場動手之犯、亦照強盜律、擬斬立決。為從在場並未動手者、均發遣新疆給官兵為奴。〕

とある。⁽⁶⁵⁾ 先の稟とこの条例とを比較すると、稟にある首犯の「人を集めること三人以上」という言及およびその他三名の「手を出して」という言及は、それぞれ条例の「その数が三名以上」、「手を出した」という規定を踏まえた表現と考えられる。この条例の制定が時期的に20の事案からさほど離れていないことからしても、稟でいう「新例」とはこの「白昼搶奪」条の同治九年改正条例を指しており、稟においてはその解釈適用を行っていると考えて問題ないと思われる。

この20の事案では、稟稟を受けた台湾道がその批において知県に対して、「均しくそれぞれが（武器を）所持し

て手を出したかどうか、別に同じく搶奪した者がいたかどうか（是否均各持在場動手、有無另有同搶之人）について委員とともに調査することを命じている。⁽⁸⁶⁾ それを受けて知県は再度審理を行い、首犯は引き続き就地正法を求め、他の三名については、いずれも初犯であったこと、犯罪は一時の気の迷いに過ぎなかったこと、手を出したことは逃げ出すためであったことを理由として減刑して永遠の鎖帶石礮に処することを委員とともに提案し、それが台湾道に裁可された。⁽⁸⁷⁾ この事案は、一見した限りでは何らかの成文規範を参照しているか分かりづらいものの、仔細に見ると、首犯にせよ従犯にせよ「白昼搶奪」条の同治九年条例を解釈適用していると言い得るもので、ただ実際の刑罰の執行方法については就地正法と鎖帶石礮が選択されたことと見なし得ることが分かる。

なお律例により定擬する際の刑罰の名称と実際に科している刑罰が異なる場合があったことは淡新檔案において確認できる。例えば、（盗案ではないもの）光緒九年の私塩に関する事案で知県は、犯人が「塩丁を縛りあげて送りつけたことは事実であると自供しており、非常に横暴である（供認捆送塩丁屬実、殊為強横）」として、法廷においてそれぞれ答責百や答責二百、あるいは枷号一箇月を科すことを命じている。⁽⁸⁸⁾ しかしその翌日に道などへ上呈した通票においては、首犯格の二名については「まさに「不応為」条の重きに照らして、それぞれ杖八十とし、さらに中壠の塩館で枷号として衆に示す（応照不応重律各杖八十、仍枷号中壠塩館示衆）」と、他の四名は「重答五十（重答五十）」と定擬されている。⁽⁸⁹⁾ 律例が定める刑罰としての「答」、「杖」はその額面通りの数を叩くわけではなく、それぞれ読み替えがなされることが名例「五刑」条の律文において定められているが、この事案では律例が想定する読み替えとも異なる内容での刑罰を実施している。

以上、淡新檔案の盗案の科刑事案を検討したが、そのうち上司の関与が確認できない事例では、成文規範に依拠して科すべきと考えられる鎖帶石礮や死刑においてもそれが確認できない一方、上司の関与がある程度詳細に判明

する事案においては知県が成文規範に依拠していたことを確認できる。ここより、律例などの成文規範への依拠もまた上司に対して行われる手続と考えることが可能であろう。すなわち事案処理の過程で上司が関与する事案においては、官僚制内部のコミュニケーションのために成文規範への依拠がなされることになる。しかしそういった契機を持たない形での事案処理がなされる場合には成文規範への依拠がなされないし、そういった契機を有する事案であったとしても、官僚制内部の審理過程で確定する刑罰と実際に科される刑罰は（手続的に、あるいは時には内容的にも）異なる場合が有り得たのである。

第二章 州県官の対応

（一）事案処理における上司と下僚

前章では淡新檔案の盗案の科刑事案を紹介し、事件発生の報告としての通詳、法廷審理における犯罪者の供述、および刑罰を判断する際の成文規範への依拠というそれぞれの手続段階について検討した。そしてそれらのいずれにおいても、上司の存在が非常に大きな意味を有するものであって、上司が関与するか否かによって対応が異なってくることを確認した。

およそ刑事裁判において下僚が上司を意識して対応すべきことは、官僚のマニュアル本とも言うべき官箴書の記載からも読み取ることができる。例えば清代中期の官箴書たる『学治臆説』には次のようにある。⁷⁰

定例では徒罪以上は通詳し、枷杖等の罪は均しく州県で発落することを認めるが、それは簡易に帰するため

ある。衙門を一つ多く重ねると、費用はその分だけ多くなり、民衆はどうしてそれに堪えられようか。したがって尋常の戸婚田土の細事は、すべて速結をもって良しとする。胥吏の口車に乗って軽々しく詳報してはならない。

〔定例徒罪以上通詳、枷杖等罪均聽州縣發落、所以歸簡易也。多一重衙門、便多一重費用、百姓何能堪此。故尋常戸婚田土細事、總以速結為美。勿聽書辦簧鼓輕率詳報。〕

これは軽々しく通詳することによって上申事案として処理することを戒めるもので、その内容自体はとりたてて目新しいものでもない。ただこの最後にある「胥吏の口車に乗って軽々しく詳報してはならない」という箇所は、胥吏の使喚により本来通詳の必要がない事案において通詳することを戒めるものであるが、ここから胥吏の使喚という要素を除いて考えれば、ある事案を通詳するか否かは事案固有の要素に由来するというよりも多分に州県官の裁量に委ねられていたことを読みとることができる。また費用に関する箇所は上級衙門での覆審を前提とする内容であって、ここより通詳がなされる事案は基本的に州県の段階で終了することなく上申事案になると理解されていたことが見て取れる。つまり（胥吏の使喚にせよ）ある事案で通詳に踏み切ってしまうと州県官の段階で終了させることは困難であって上申事案となってしまうため、民衆の迷惑を考えると可能な限りそれを避けることが望ましいと考えられていたことになる。

またこの史料の冒頭にあるように、通詳事案Ⅱ上申事案と自理事案との区分は、制度上、基本的には徒罪以上か笞杖相当かという刑罰の重さに由来するもので、そのような刑罰の重さは絶対的法定刑主義を採用するところの成文法に基づくものである。したがって本来的には事実認定がなされればその段階で上申事案かどうかが確定するも

のであって、そこに裁量の余地は存在しないはずである。しかしながらそこに裁量の余地が存在し得るとすれば、それは手続の前提ないし根拠となる事件像の理解が客観的な事実ではなく州県官の主観的な判断に委ねられていること、極論すれば、いかなる事案であれ、州県官が自理事案と決定しさえすれば自理事案として処理され、上申事案と決定すれば上申事案として処理されることを意味しよう。そのような事案処理における州県官の主観的判断を前提として、民衆に迷惑を及ぼさないために必要のない限りは上司が介入しないように努めること、特に胥吏の使喚に対して注意喚起をしたのが上記史料の内容と言える。現場の州県官が自らの主観的判断に基づいて上申事案として扱うかどうかを決定することは、「はじめに」でも言及したように当時の裁判実話や判語において散見されるところであるが、ここにおいては国家が社会正義を実現するためにその罪状に応じて公平に刑罰を科すという意識は希薄であったと言わざるを得ない。

ただこのようなあり方は、通詳や律例準拠の義務を定める法なり制度なりが存在する以上、上司がそれを咎めないう限りに於いて成立するという留保付きのものである。そのため州県官からすれば、一方では自理とする際にはその事案処理が上控を招かない程度、少なくとも上控された場合であっても自らの対応について申し開きができる程度の内容に収める必要があるうし、逆に上司が関与する事案となれば上司が容認できる程度の内容にしなければならぬ。その意味においては、寺田氏が指摘するような事件関係者全員が共有できるストーリーを盗案においても構築することが望ましいと考えられる一方で、上司が関与するとなれば必要に応じてその意向に配慮した対応をすることが求められることになる。

例えば清代前期の官箴書たる『福惠全書』では、「上司衙門が密かに調査して牌を出して指名して捕縛する者を「訪犯」と謂い、本治の人民が公挙して罪を並べ立てて訴え、被害者や証人が数多い者を「悪犯」と謂う〔上司衙

門密訪行牌坐名擒拿者、謂之「訪犯」、本治人民公拳列款首告害証衆多者、謂之「惡犯」と「訪犯」と「惡犯」の定義をした上で、次のように述べる。⁽¹⁾

ただ上司の訪犯では、上司の意向がどうであるかを看る必要がある。審理する前、言外の意について教えを請い、遅速・寛蔽に使ならしめる必要がある。審理した後、言外の意について教えを請い、軽く重く定擬するに便ならしめる必要がある。あるいは上司が始めは蔽しく終わりは寛大になった場合、もし急いで事実通りに罪を定めれば、寛大にしようとしても却って批駁されることとなり、また多くの紙筆や考えを費やすことになる。公拳の悪犯は、既に上司の批発を奉じて審擬するのであれば、事項ごとに供述をとることや、律例により罪を定めること、恩赦の前後であるかどうかなどは、訪犯を審理する方法と同様である。ただ悪犯は本州県が公拳して申詳したもので、上司が指名して捕縛した訪犯とは異なるため、まさに拷問すべき場合は拷問してもし支えなく、まさに定擬すべきは直接に定擬を行なうべきで、先にそれらのことのために稟で意向を請う必要はない。

〔但上司訪犯、要看上司意旨何如。未審之先、要請教口气、以便遲速寛蔽。既審之後、要請教口气、以便輕重定擬。或上司始蔽而終寛、若急為拋夷定罪、雖欲從寛、反滋批駁、又費許多紙筆心思也。公舉惡犯、既奉上司批發審擬、其逐款取供、按律例定罪、有無在赦前後、亦如審訪犯式。但惡犯係本州県公舉申詳、与上司提拿訪犯不同、応刑訊之処、不妨動刑、応問擬之処、徑行問擬、不必先所為稟請意旨也。〕

ここで言及される「訪犯」や「悪犯」はいずれも上申事案における犯罪者と考えられるが、このうち上司の指示

により捕縛する前者の場合、処理する過程において上司の意向を常に確認しておくことが肝要とされる一方、州県社会が突き出す形の後者の場合は必ずしも上司の意向を確認する必要が無いと指摘される。後者の場合、公挙である以上はその犯罪者の処罰に関して当該州県の民衆の支持を得ていることになろうから、そのような民衆の支持を背景とする州県官の対応に対して上司といえどもおいそれと注文できなかったと考えられる。しかしそうした背景を持たない前者の場合、逆に上司の意向こそが下僚たる州県官の事案処理における拠りどころとなったのであろう。このように、下僚たる州県官の事案処理において上司の存在が重大な考慮要素であること、また犯罪の構成要件といった事案固有の性質ではなく、上司の対応の仕方（事案処理に関与する否か、関与する場合はその事案との関係）によって下僚の対応も変わってくることは、清代の前期や中期の官箴書からも読み取ることができる。こうしてみると、先に淡新檔案の検討によって得られた知見は、必ずしも狭く清代後期の台湾北部に限定されるものではなく、清代中国において一定程度の普遍性を有するものとして考えても差し支えないのではなからうか。

ただ事案処理を巡る上司と下僚との関係で注意しなければならないことは、「はじめに」で言及したように、上司の立場にある者が必ずしも常に下僚に対して法や制度に対する忠誠のみを求めていた訳ではないことである。州県官が権宜的処置など法や制度と異なる対応をすることについて、皇帝を含む上司は一律に否定的な評価を与えていなかったのみならず、場合によってはそれを推奨すらしていた。そしてそうした上司の対応は、時に行き過ぎとも思える場合も存在した。

柴萼の『梵天廬叢録』は民国期になって清代の史実について著したものであるが、その中に清代後期の高官たる沈葆楨に関して以下の記述がある。⁽²³⁾

沈葆楨はよく盗犯を退治したことで有名である。清の制度では、およそ盗犯が捕縛されれば、必ず確実な供述を取って省や部に詳文で報告し、その上で大半は省まで解審して処決する。沈葆楨は処罰が滞ることを嫌い、各県に命じて、盗犯を捕縛した場合はたとえ罪状自認をしなくても処決すべきとした。その判語は「老盜無供、就地正法」の八字であった。江南・江北での盜賊の風潮は明らかに減少したが、しかしその後の人命を軽視する者はこの八字を金科玉条としたため、刀下において無実の罪で死んだ魂がどのぐらい増えたかは分からない。「文肅有善治盜名。清制、凡盜犯就獲、必取具確供、詳報省部、且多解省処決者。文肅嫌其濡滯、飭各県獲盜、即未承招、亦可処決。其判語為「老盜無供、就地正法」八字。大江南北、盜風居然少息、然後之草菅人命者、即以此八字為金科玉律、刀下冤魂、不知添却幾許。」

この記事は内容的に沈葆楨が两江總督の任にあった時のことと思われるが、ここでいう「盗犯」とは通詳などへの言及があることから強盜犯を指すと考えられる。沈葆楨は強盜犯から罪状自認が得られない場合であっても就地正法にすることを命じ、その際の判語を「老盜無供、就地正法」にしたとあるが、これは供述が無い場合でも犯罪が行なわれたとみなすという事実認定における一種の擬制がなされたと考えられるものである。こうした方法は強盜の減少には一定の効果が得られたのであろうが、他方で多くの無辜の者を死に追いやることにもなってしまうとされる。⁽²⁵⁾そしてそのような結果を招来したことについては、「金科玉条」という言葉に象徴されるように、省のトップたる沈葆楨の意向を踏まえた対応をしたことが大きく影響している。

このように上司と下僚との関係において下僚が考慮していたことは、上司から遵守すべきと要請された客観的な法や制度ではなく、むしろ上司の意向そのものであった。そして上司の立場にある者もまた下僚に対して法や制度

への盲目的な忠誠を求めていたのではなく、必要に応じて権宜的処置を選択することを期待していた。ただ他方で、清代中国の刑事裁判では、裁判官たる官僚が遵守すべきものとして律例を始めとして多くの成文規範が存在し、またそこで行なわれる手続についても明文・不文を含めて精緻な制度を形作っていたこともまた厳然たる事実である。したがって当時の刑事裁判においては、上司にせよ下僚にせよ、法や制度を完全に捨て去るものでもなければ、それに盲目的に依拠することを目指していた訳でもなかったことになる。むしろ、法や制度はそれとして尊重して必要な限りで依拠するも、より適切な結果が生じる手段が存在すればそちらを選択する――。これが当時の刑事裁判における手続の大勢、ひいては官僚が法なり制度なりを「守る」ことの実態であったと言えるのではなからうか。

皇帝を頂点とする官僚制の理念的構造はおおよそ次のようなものであろう。すなわち、その頂点に人格的に最もすぐれた者が天命を受けた皇帝として君臨し、その皇帝が自らの手足となる者を民衆の中から選び出して官僚として用いる。その官僚はより優れている者が高位となることで、全体として階層的な官僚制が形作られる、と。このような官僚制において、下僚が上司の意向を踏まえることとは、上司はより適切な判断が可能であるという理念に従って要請されることであって、官僚制の理念的構造からすれば当然の対応と言える。一方、官僚に示される法や制度とは、最高の上司たる皇帝が刑事裁判におけるおおよその指針といった形で予め提示するものであって、その意味において「尊重」されるものではあるが、絶対的な「遵守」が要請されるものではなかった。このような構造に目を向けることなく、法や制度の存在を絶対視して、個々の裁判において下僚が上司の意向を踏まえるといった対応を下僚の迎合として否定的にのみ評価してしまつと、当時の刑事裁判が持つ重要な一面を見落とすことになつてしまつと考えられる。

(2) 州県官の選択肢

以上の理解を踏まえて、刑事的事案の処理を巡って州県官に存在する選択肢の広がりを見ると次のようになる。

まず大きくは事案処理にあたって上司が介入するか否か、すなわち上申が必要となるか自理で対処するかという選択肢が存在する。

そして自理で対処するとなれば、一方の極には刑罰を科さない方向性での対応が想定される。寺田氏が言及するような当事者親族間の金銭的解決は代表的なものの一つであろうが、それ以外にも被害者の捜査継続要求を退けて事案を終了させるといった方法も見られる。例えば淡新檔案三三一一三二の事案は、光緒十七年十二月に家に侵入されて物が盗まれたと訴え出たもので、⁽²⁶⁾ それを受けて差役に対して捕縛を命じる票も出されている(「……合行査追。

為此、票仰対保・頭役、迅協該保、立即査緝此案真正贓盜、限即日内務獲、票帶赴県、以憑訊辦」⁽²⁷⁾。そして光緒十九年二月になって楊和煙舗において盗まれたキセルが売られているのを発見した被害者は、贓物の返還と犯罪者の追及を再度訴えた。⁽²⁸⁾ところが知県は、その呈状に対する批において、

楊和煙舗は絶対に当日に窃盜を行った者ではない。あるいは見知らぬ人物がこのキセルを携えて売りに来たので、それを買取ったということは有り得ることである。事件が発生してから二年近く経過し、犯罪者は早くに遠くまで逃げているであろうから、このときになってもし彼を徹底的に追及しても、状況からして追及することは困難であろう。批を奉じてキセルを取り返したらそれで終わりとすることを命じる。余計な訴えを起す必要はない。

〔楊和煙舖決非当日行窃之人。或因不識姓名人携此煙鎗嘴向売、從而買獲者有之。事近二載、賊早遠颺、此時若必向其根追、亦為勢所難能。著自奉批索還鎗嘴了事。不必興訟。〕

と指示し⁽⁷⁹⁾、贓物の返還要求を認めるのみで犯罪捜査の継続は認めなかった。これは被害者の希望するところが那邊にあるかを見越しての対応とも言えようが、少なくとも贓物が発見された以上はその線から犯罪者を捕縛する可能性はあり得る。当時、原告・被告が呼び出しても出頭しないことなどにより事案処理が進まない場合、事件簿から抹消するという註銷と呼ばれる手続が存在した⁽⁸⁰⁾。今回、被害者からの捜査継続要求を退けたということは、官僚制内の処理としてそうした註銷を選択することによって事案の終了を企図したと見ることが妥当であろう。

上司が介在せずに自理として対処する場合の他方の極には、刑罰を科す方向性での対応が存在する。例えば盜案について言えば、強盜では事件を認知した段階で通詳が求められ、窃盜でも詳結、すなわち犯罪者の送致を伴わない形で上申して完結することが求められる場合があったため、これを自理として対処する場合は権宜的処置が主流であったと考えられる。裁判実話や判語などで見られる「本来は律に基づいて刑罰を科す必要があるも、しばし軽く笞杖枷号に済ませる」といった対応もこうした権宜的処置の一パターンであろうし、本稿で紹介した淡新檔案の科刑事案の多くを占める事案処理に上司が介在しないものもまたこのパターンと考えられる。

州県官が主体的に選択するにせよ、上司から事案処理を命じられるなど結果としてそうなるにせよ、事案処理にあたって上司が介在するとなれば、下僚たる州県官はそれを前提として何らかの対応を迫られることになる。その一方の極としては正統的な定擬上申が想定される。すなわち、事件発生の通詳から法廷審理における罪状自認、そして律例による定擬を経て上申され、上司の覆審に委ねられるのがその基本的なパターンであるが、下僚の立場か

らすれば上司の覆審に耐えうる程度の内容を自らの段階で準備する必要があった。先の『福恵全書』の訪犯の例にあるように上司の意向を配慮することは、必ずしも狭く捕縛を命じられた訪犯のみが該当するものではなく、おおよそ上司関与の可能性がある事案については多かれ少なかれ該当することであろう。また公擧の悪犯の例から考えれば、その管轄地域の民衆の支持、少なくとも関係当事者の同意を得ている方が、上司が介入する場合の事案処理において望ましいであろうし、寺田氏の共有ストーリー論もその方向性で理解することができる。

次にその手前には擬罪上申の手続の最後まで行き至らない場合が想定される。これは擬罪上申に向けて手続がなされるも何らかの理由により途中で止まってしまうもので、命案なり盗案なりとして通詳がなされるも擬罪上申に行き至らない場合が基本的なパターンと考えられる。これは、寺田氏が提示するような積極的な方向性、すなわち当事者レベルで金銭的解決の方向性で話がついたために事件を取り下げるといった目的で犯罪者を「在監病死」として上司に報告することも（それが行ない得たとすれば）該当するであろう。また消極的な方向性、例えば通詳をして犯罪者の一部を捕まえたものの、その捕まった犯罪者が従犯と供述したり罪状自認をしなかったりするなどして擬罪上申ができないまま監獄に留め置かれること長期にわたり、正規の擬罪ではなく「清理」といった形で何かしらの刑罰を与えることもその一つとして考えられる。

そして他方の極には上司主導による権宜的処置が挙げられる。これは上司が下僚に制度や法に依拠しないことを容認ないし推奨するものであり、先に紹介した沈葆楨の罪状自認を得られない場合でも就地正法を命じたことはその一つとして挙げることができる。また最後まで成文法に組み込まれることのなかった杖斃などでもそれに該当する場合が想定されよう。

以上、州県官に存在する選択肢の広がりについて見てきたが、最後にそれらを官と民との関係という文脈におい

て考えた場合、全体として言えることは、上申にせよ自理にせよ、刑事事案における事件像の形成と、刑罰を科すか否か、科すのであればどの程度の刑罰とするべきかといったことを決定すること、まとめて言えば事案処理のイニシアチブといったものは、裁き手たる官の側に内在していたということである。事案処理のイニシアチブが官の側に存在することを前提として、ここで紹介したような事案の内容や状況に応じた様々な処理方法が確認できるのであって、ここにおける民とはあくまでも裁かれる存在、すなわち裁判の対象として存在するものであった。当時の裁判とは、民がその主体として積極的に関与するのではなく、あくまでも官が行なう行政作用の一環として位置づけられるものであり、だからこそ下僚たる州県官にとっては上司が非常に大きな存在となっていたのである。その上司との関係において州県官は、当事者親族を含め自らが管轄する社会の動向に配慮する必要は十分にあったが、それはあくまで一つの考慮要素に止まるもので、事案処理における決定要因とは言えないものであった。

おわりに

第一章の冒頭でも指摘したように、淡新檔案においては事件発生の報告から現場検証、通詳を経て、定擬して上申に至るまでの関係書類がすべて完備された檔案を見出すことができない。そしてそのことに加えて、当時の台湾が漢民族による移住と開発が推し進められた社会であって、その意味で中国本土の州県とは社会的な位置づけが異なっていたことより、淡新檔案より読み取ることのできる刑事裁判のあり方について、あるいは「例外的なもの」といった先入観が存在してはいなかったであろうか。

しかし例えば本稿でも言及したような権宜的処置のあり方は、台湾か中国本土とかといった相違が直接に反映さ

れるものというよりも、むしろ単純にそれを行なう官僚やその管轄地域が異なれば当然に異なる手法が採られ得るものであった。したがって淡新檔案に見られる刑事裁判のあり方は、台湾であるといったことに安易に結びつけて「例外的」として評価することをせず、当時の刑事裁判のあり方が全体的に読み取れる史料との比較において論じることが必要であろう。本稿の第二章で官箴書に言及したことはそのような試みとして行ったものであるが、その結果として指摘できることは淡新檔案で見られたような内容は官箴書からも読み取ることができるといふ事実であった。清代中期の『学治臆説』にせよ前期の『福惠全書』にせよ、どちらも官箴書の代表と言い得るもので、清代において裁判を行なう官僚に与えた影響はそれなりに大きなものがあったと推測される。そのような官箴書の記載と淡新檔案の内容が少なからず符合することからすれば、淡新檔案より得られた知見は当時の刑事裁判の特徴を反映するものとして一定程度の普遍性を有していると考えても差し支えないのではなからうか。

ところで、事件像の形成や事案処理のイニシアチブが官に存在するという見解は、何も著者の独創という訳ではない。例えば罪状自認を検討した森田成満氏は「刑事判決は人民にとって本質的に受動的なものであり、刑事判決の性格を清代法全体の中で位置づけるとき、それは官による上からの判定であった」と指摘し、滋賀氏もまた刑事裁判における法の位置づけについて「君主これを定め、官僚これを守り、人民はその反射的效果を享受するにすぎないものであった」と指摘する⁽⁸²⁾。これら先学の指摘はいずれも当時の刑事裁判において民衆が主体と成り得るものではなく、むしろその対象となるに過ぎなかったことを示すと考えられるものであり、その意味で本稿の立場は軌を一にする。

ただ本稿において先学の諸研究と差異を見出せるとすれば、刑事裁判における官僚の対応について、法や制度に依拠しない方法もまた意識的かつ積極的に対象としているところであろう。客観的に存在した法なり制度に依拠す

ることは当時の官僚に存在した選択肢の一つに過ぎず、他にも数多くの方法が存在していた。そしていかなる選択肢を採用することが望ましいのか、その適切性といったものは裁判の結果から判断されるため、下僚の立場からすれば、上司がより適切な判断ができるという官僚制の理念からしても、不適切な方法を選択すれば駁された処分されるといった実務上の都合からしても、上司の意向に沿う方法を選択することが望ましかった。また上司にしても、さらにその上司がいればそれに対する配慮が必要となり、そのような下僚と上司という関係の連鎖の頂点に皇帝が存在していた。したがって当時の刑事裁判は、基本的には「上司―下僚」の論理によって適切な処理を追及するものであって、法や制度もその中に還元されてしまうととも、そこにおける民衆はその対象となるに過ぎなかったと解することが妥当と著者は考えるところである。

(1) 本稿で紹介する淡新檔案において、官僚制末端の原審官として登場する主な官僚は「淡水庁同知」や「新竹県知県」であるが、本稿では個々の事案を説明する場合を除き、官僚制末端の原審官を汎称する場合、「州県官」という表現を用いる。

(2) 滋賀秀三『清代中国の法と裁判』（創文社、一九八四年）二三―三十一頁。なお上司に事案をもたらしてその覆審に委ねることについて、犯罪者や関係者の身柄を一件書類とともに上司にもたらず場合は特に「解審」と呼ばれるが、命盗案件でもその内容によっては書面のみを上司にもたらずこともあるため、ここでは両者を含

めて「上申」と表現する。

(3) 前掲滋賀『清代中国の法と裁判』二三頁。

(4) 一例を挙げれば、『鹿洲公案』上「龍湫埔奇貨」には「擬欲通詳律究、因念荒歉之後、解累艱難……分別杖責加刺」とある。

(5) 拙稿「杖斃考——清代中期死刑案件処理の一考察——」（『中国——社会と文化』十七号、二〇〇二年）、拙稿「恭請王命考——清代死刑裁判における「権宜」と「定例」——」（『法制史研究』五十四号、二〇〇四年）、拙稿「清末就地正法考」（『東洋文化研究所紀要』一四五冊、二〇〇四年）。

(6) 前掲拙稿「杖斃考」一五八〜一五九頁。

(7) 例えば杖斃に関しては、「官僚が何らかの案件を処理する際、最初にあるのは、それを自己の限りで処理するかどうかという選択であり、そこで自己の限りで処理すると選択したとき、その先に処理方法の一つとして杖斃があり、逆に自己の限りで処理しないと選択したとき、その先には精緻な必要的覆審制が存在していたと見る。ことができる」(前掲拙稿「杖斃考」一六五頁)と言及している。

(8) 本稿において淡新檔案は、東京大学法学部所蔵のマイクロフィルム版に依拠しつつ、その読解にあたっては適宜活字本(淡新檔案校註出版編輯委員会編『淡新檔案』(一)〜(四)、台湾大学、一九九五年、および呉密察主編『淡新檔案』(五)〜(三十六)、台湾大学図書館、二〇〇一〜二〇一〇年)を参照した。なお文字の判読や句読点等は著者の判断による。

(9) 誣告による科刑である三三三一一二、および科刑理由が明瞭ではない三三三二二四、三三三三〇二は除外した。

(10) 淡新檔案三三三三二〇一一。

(11) 淡新檔案三三三三二〇一六六。

(12) 淡新檔案三三三三二〇二一四、二二〇。

(13) 淡新檔案三三三三三一九一四三三。

(14) 張偉仁『清代法制研究』(中央研究院歴史語言研究所、一九八三年)輯一冊二、五十九〜六十頁案肆註二。

および同「清代司法程序概述之一——失盜案件的初步處理及疎防文武的參劾」(同『清代法制研究』輯一冊一所収)。

(15) 以上、通詳に関して、前掲張『清代法制研究』輯一冊二、五十九〜六十頁案肆註二。

(16) この点につき滋賀氏はすでに、「盜」は狭義では強盜のみを意味すること、および通詳などの対象となる「盜」については些細な窃盜は含まれないであろうことに言及している(前掲滋賀『清代中国の法と裁判』四十七頁注二〇三)。

(17) 前掲滋賀『清代中国の法と裁判』二十九〜三十頁。

(18) 淡新檔案三四一〇三(票は三四一〇三一八、通詳は三四一〇三一二五)。

(19) 例えば淡新檔案三三四〇五一九〜二二。

(20) 前掲滋賀『清代中国の法と裁判』二十九頁。

(21) 淡新檔案三三四〇五(通詳は三三四〇五一三、叱責の巡撫批は三三四〇五一三、弁明の票は三三四〇五二二五)。

(22) 淡新檔案三三四〇八一、六、一一。

(23) 淡新檔案三三四〇八一二。

(24) 淡新檔案三三四〇八一三。

(25) 淡新檔案三三四〇八一四。

(26) そのような調査段階で犯罪者が捕縛されたと考えられるのが14の事例である。これは同治四年八月に強盜傷

害を訴えたとされる事件（呈状自体は欠落している）で、同知は同年十二月、同治五年二月および同治六年四月に事件の調査（例えば「立即查明劉阿恩是否因與江劉其清較討銀元細故、被党宋新客等刀殺重傷並搶牛隻各情事、先行稟覆」とある）と犯罪者として名指しされた人物の連行（いづれも「稟帶赴轅」と表現される）を差役に命じていた。しかしその復命が無いまま、同治六年六月には鞆戸より名指しされた人物の一人を捕縛したとして官に送致されてきた。

(27) 州県官による完全な事件のでっち上げという可能性も論理的にはあり得るが、州県官が上申事案をでっち上げなければならぬ必然性は乏しいと考えられる。

(28) 例えば17の事案で行われた通詳では、被害申告数が多すぎるようなので犯人を捕らえた後に訂正すると指摘している（淡新檔案三三三三〇一一）。

(29) 拙稿「『獄成』の現場——清代後期刑事裁判における罪状自認と衆証——」（鈴木秀光・高谷知佳・林真貴子・屋敷二郎編『法の流通』慈学社、二〇〇九年）。

(30) 前掲滋賀『清代中国の法と裁判』二十八頁。

(31) 17の事例で行われている「清理」においてその対象となった監犯計五名のうち、知県の提案において、「鎖帶石礮」とされた者が二名、「監候待質」とされた者が二名、「取保候訊」とされた者が一名である（淡新檔案三一八〇八一三）。なお鎖帶石礮については、拙稿「鎖

帶鉄桿・鎖帶石礮と清代後期刑事裁判」（『法学』七十五巻五号、二〇一二年）を参照。

(32) 淡新檔案三三三三二〇一四八。檔案の日付は、三三三二〇一四七より光緒九年十一月二十二日と考えられる。

(33) 淡新檔案三三三三二〇一五六。檔案の日付は（光緒十年）正月二十日。

(34) 淡新檔案三一八〇八一三。この供述は清理冊内而言及されているものであり、前二者のように口供に記されるものではない。そのため主語が一人称で書かれる前二者とは異なり、主語は三人称となっている。なおこの檔案からは供述の具体的な日付を特定できないが、知県の在任時期から考えると光緒十年三〜十月の間となる。

(35) この事案の犯罪者は最終的には罪状を否認しているが、犯罪を自認していた段階での供述によると、犯罪者数について「計十人」（三三三三二〇一四八）、「十餘人」（三三三三二〇一五六）と指摘し、自らの行為については「搶有……」（三三三三二〇一四八）、「搶得……」（三三三三二〇一五六）と指摘している。これらの供述からすれば、この犯罪者は否認以前、自らが加わった犯罪行為を「十人（ないしそれ以上）による搶奪」として認識していたことになる。

このことを踏まえて『誥例存疑』に掲載される刑律「白昼搶奪」条の同治九年改定条例を見ると、「搶奪之案、如結夥騎馬持械、並聚至十人以上、倚強肆掠兇暴衆著者、

無論白昼昏夜及在途在野江河湖港、均照強盜律、不分首從擬斬。被脅同行者、發遣新疆給官兵為奴」とある。また、この同治九年条例の元となった同条の二つの条文を『大清律例通行』で見ると、一つは乾隆二十八年の「凡搶奪財物……如有聚至十人以上、及雖不滿十人但經執持器械倚強肆掠、果有凶暴眾著情事者、均照糧船水手之例、分別首從定擬」であり、もう一つは康熙六十一年の「凡糧船水手、夥衆十人以上執持器械搶奪、為首照強盜律治罪、為從減一等」である。以上の条例にあるように、「十人以上の搶奪」は「強盜」条に照らして処理することが求められたため、ここでは強盜に関する成文法の規定や運用を検討する。

(36) 刑律賊盜「強盜」条、律文。

(37) 光緒『大清會典事例』卷七八三、刑律賊盜「強盜」条、条例附揭按語。

(38) 光緒『大清會典事例』卷七八五、刑律賊盜「強盜」条、雍正五年歷年事例。なおこの議准にあるような、題本による上奏段階では一律死刑を規定する律例への準拠を要請しつつも、最終的には律例の規定どおりに一律死刑とはせずに個別具体的に判断するといった対応は、公文書としての題本の厳格な運用を企図した雍正帝の意向が色濃く反映された内容と言える。

(39) 光緒『大清會典事例』卷七八六、刑律賊盜「強盜」条、咸豐五年歷年事例。なおこの論の内容は同治九年に

条例化されている。

(40) 『江蘇省例四編』臬例「部咨彙核各省安置軍流徒犯章程」(光緒十一年)。

(41) 例えは張集馨の自叙年譜には、四川按察使であった道光二十九年の記事として、「犯人致人死命、自以為必死、抵償、無所瞻顧、一經收監、則牢頭・禁卒教串供詞、真情反隱、軫費手」という記述がある(張集馨『道咸宦海見聞錄』〔清代史料筆記叢刊、中華書局、一九八一年〕一四四―一四五頁)。禁卒とともに監獄のボスたる牢頭が監禁された犯罪者に対して供述方法を教えていたとすれば、刑罰の減免を図るための戦略的な供述に関する助言が監獄内で得られる可能性もあったのではなからうか。なお「牢頭」に関しては、太田出「清代中国の監獄社会と牢頭」(『史学研究』二七三号、二〇一一年)を参照。

(42) 「妄扳」は、例えは刑律雜犯「賭博」条、条例など。

(43) 『読例存疑』卷二十六、刑律賊盜「強盜」条、条例。

(44) 『読例存疑』卷二十六、刑律賊盜「強盜」条、削除条例。この条文は、咸豐五年の論によって「法のゆるしがたきところ」と「情のゆるすべきあり」というカテゴリーが廃止されたことに伴って削除されたと考えられる。

(45) 淡新檔案三三三一九―一四三。

(46) 寺田浩明「自理と上申の間——清代州県レベルにおける命案処理の実態」(夫馬進編『中国訴訟社会史の研

究』京都大学学術出版会、二〇一一年）。

(47) この点に関連して寺田氏は、前掲論文四七五頁註四十一において、「根拠の無い」という留保を付しながらも、「通詳後に犯人が「在監病死」で終わる例」において、「すでに上申済みの囚人や秋審犯が在監病死した場合には上級官が県に派遣され確認作業がなされるが、擬罪上申より前に死んだ場合にはその確認はない」ことより、この場合でも金銭解決型ストーリーが成立し得る可能性を示唆する。ここで氏が「擬罪上申より前に死んだ場合にはその確認はない」と指摘することについて、それを明確に示す史料が存在するのか、それとも確認がなされた事例を検索できなかったに過ぎないのかは詳らかでない。しかし例えば淡新檔案三四一〇八は、強盗殺人があったとして一名が官憲に付き出され、期限通りの通詳がなされるも、首犯が捕まっていないことを理由として定擬上申されずに監獄に留め置かれたまま六年が経過して病死してしまったという事案であるが、その病死に対して上司たる台北府が隣県の淡水県の知県に検死を命じている。この病死した犯罪者について、監獄に長期間留め置かれていたことから、首犯が捕まるまでの間、先行して保釈すべきか監獄に留め置くべきかについての検討は行われていたものの、擬罪上申はなされていない。派遣された官僚は上級官ではなくその命令を受けた者であるといった相違点もあるが、「擬罪上申より前に死ん

だ場合にはその確認はない」ことが、少なくとも盗案については必ずしも清朝の通例とは言えないことだけは明らかであろう。

本稿においても通詳後における金銭的解決の可能性を否定する訳ではない。むしろそれは今後史料に基づき解明されなければならないことに属すると考える。しかし現時点でも盗案における通詳後擬罪上申前における在監病死の確認事例が存在することからすれば、少なくとも盗案においては、一度通詳してしまった事案について当事者間で金銭的解決が図られたことにより在監病死として処理するなど上申しない形で処理することが仮に実現可能であったとしても、すでに通詳可能な条件が整っているのに通詳せずに何らかの上申しない形での処理を模索することに比べてはるかにハードルが高かったとは指摘できるのではなからうか。

(48) 淡新檔案三三三〇七一。

(49) 淡新檔案三三三〇七五。

(50) 淡新檔案三三三〇七七、一一。

(51) 淡新檔案三三三〇七一三。これは供述箇所全文である。この供述には内容的には罪状を認めているように見て取れるが、淡新檔案の罪状自認では自ら行なったとされる犯罪の具体的な内容を一人称形式で述べる形が大半を占めており、このような犯罪の具体的内容に言及しない形は珍しい。したがってこの事案の場合、あるいは

自らの主張がまったく受け入れられず刑罰を科されること
が不可避と見た犯罪者が、可能な限り刑罰の軽減を図
るためにとにかく「反省している」ことについて供述し
たのかもしれない。

(52) 淡新檔案三三三〇七一—二。

(53) 淡新檔案三三三〇七一—一九「泣乞憲天大老爺西伯仁
政、法外恩施、大開自新之條、准立超釋孤男劉阿輝回家、
俾得安業」。

(54) 淡新檔案三三三〇七一—二〇「現在該匪尚督確押、倘
被佈擺保領、即如放虎歸山、弟冤無伸、且遭報復、慘上
加慘、受害何極。勢亟披襟切催、伏乞大老爺爲辱作主、
迅恩提該劉阿輝即劉阿惠覆訊嚴辦、以肅王法、而伸民
冤」。

(55) 淡新檔案三三三〇七一—三一、三三三。

(56) 前掲拙稿「清末就地正法考」四十四、四十五頁。

(57) 淡新檔案三三三一—一七—四。

(58) ここで「必要がなかった」と述べるのは、あくまで
原理的な意味合いとして、共有ストーリーや罪状自認が
欠如しても刑罰を科すなどの事案処理が可能であったと
いう意味である。事案の安定的な処理という見地からす
ればそれらを得る方が望ましかったとは言えるであろう。
(59) 福建省の章程の内容について、『説帖』（道光十九年
至二十八年）冊十一、道光二十四年上、福建司「搶窃擬
徒人犯、繫帶石礮」には、「閩省搶窃各犯、……其罪應

擬徒之犯、先行刺字、毋庸解配、在籍鎖繫石礮五年。罪
應擬杖者、鎖繫石礮三年、限滿開釋。如釋放後、復行犯
窃、追加鎖繫石礮二年。……承辦各州縣每審辦一案、仍報
明督撫臬司、按季彙冊咨部、開積時亦則報部查核」とあ
る。

(60) 前掲拙稿「杖斃考」。

(61) 淡新檔案三一八〇八一—一。

(62) 『丁中丞政書』卷七、撫閩奏稿一「設法清理監押人
犯并勒限查辦疏」（光緒二年）。

(63) 淡新檔案三一八〇八一—三「監犯鄧細傳」。なお鎖帶
石礮の「五年」という期間は府の覆審により「永遠」に
改められたことが史料上確認できるが（淡新檔案三三三—
二〇一—六六）、その経緯は不明である。

(64) 淡新檔案三三四〇二—七。

(65) 『説例存疑』卷二十七、刑律賊盜「白昼搶奪」条、
条例（同治九年改定）。

(66) 淡新檔案三三四〇二—一—四。

(67) 淡新檔案三三四〇二—一—六、二—〇。

(68) 淡新檔案一四二〇三—一—四六。

(69) 淡新檔案一四二〇三—一—五九。

(70) 汪輝祖『学治臆説』上、「尋常訟案不宜輕率申詳」。

(71) 『福惠全書』卷二十、刑名部十「款犯」。なおここで
言及される「訪犯」は、この定義の箇所において「上司
拿訪、必係釘封。凡釘封文書、不可當堂輕拆」とあるこ

とからしても、上司が調査して自ら捕縛した者ではなく、上司の命令によって下僚が捕縛した者であることが判る。

(72) 必ずしも上司と下僚の関係には限らないが、官僚が公文書の前後において私信において先方に意向を伝えたり確認したりする事例は淡新檔案においても確認できる。

(73) 柴萼『梵天廬叢録』巻六「沈葆楨」。

(74) 『梵天廬叢録』は必ずしも同時代史料とは言えないが、例えば『沈文肅公政書』巻六、「鳳臺縣匪徒胡志端等聚衆起事情形片」（光緒二年七月十一日）には「拏獲匪黨胡春・僧瑞雲・陶五即陶鳳景三犯。……陶五即陶鳳景堅稱「並未同謀」。惟該犯本係苗逆餘黨、胡春等又同供「其在場」、怙惡不悛、未便因其狡供輕縱。……已一併正法梟示」とあり、沈葆楨が罪状自認を得られなかった場合でも就地正法としたことについて自らの上奏を収録した文集からも確認できる。ここより『梵天廬叢録』の記述は事実の一端を伝えているとみなしても問題ないと考えられる。

(75) 沈葆楨が関係する冤罪事件として、光緒初年の冤罪事件の一つとされる「江寧三牌樓案」が挙げられる。この事案で沈葆楨は、文官ではなく武官に事案の審理を命じ、その武官の審理内容について特に精査することなく就地正法を裁可した。沈葆楨の死後、真犯人が捕まったことで冤罪であることが発覚し、最終的に審理した武官などに死刑を含む処分が下されることになったが、沈葆

楨はすでに死去していたため処分を免れた。「江寧三牌樓案」については、李貴連『近代中国法制与法字』（北京大学出版社、二〇〇二年）四二二頁を参照。

(76) 淡新檔案三三一一三二一一。

(77) 淡新檔案三三一一三二一三。

(78) 淡新檔案三三一一三二一六。

(79) 同前。

(80) 滋賀秀三『続・清代中国の法と裁判』（創文社、二〇〇九年）七十三〜七十五頁。

(81) 森田成満「共犯者が逃亡しているときの清代刑事訴訟手続き」『星葉科大学一般教育論集』十四輯、一九九六年）六十六頁。

(82) 前掲滋賀『清代中国の法と裁判』七十九頁。

要約

本稿は、官僚制末端の州県官の上司との関係に着目して、清代の刑事裁判における州県官の対応や州県官に存在した選択肢の広がりやを説明するものである。

清代の刑事裁判において州県官が行う主要な手続段階として、「通詳」、「法廷審理」、「刑罰の判断」が存在する。これらについて淡新檔案の盗案の科刑事案より確認すると、まず通詳については、事件発生自体のでっ上げの可能性を否定できない場合や処理の見通しが立っている場合には行われず、事件が発生して捜査が必要となる場合に行われるものであっ

た。またそれは、覆審の手續や未解決による処分可能性を考えれば、上司との関係において下僚が求められる手續という要素が強いものであった。法廷審理について、その中心は犯罪者や関係者への訊問であるが、そこで得られる供述もまた下僚の上司との関係において規定されるものであった。犯罪者にとって戦略になされていく供述であるが、それを整合性ある形で取り揃えて当事者親族が共有できるストーリーを形成することは上司のためであり、上司が介在しない事案においては共有ストーリーを形成する必要もなかったし、罪状自認がなされている必要もなかった。刑罰の判断については、自理事案の場合は成文規範に依拠すべきと考えられる鎖帯石礮や死刑でもそれを確認できない一方で、上司の関与する事案では成文規範に依拠していたことを確認できることからすれば、成文規範への依拠もまた上司に対して行われる手續と見なし得るものであった。

このような淡新檔案から得られる知見については、当時の主要な官箴書からも読み取ることができるため、清代中国において一定程度の普遍性を有していたと見なすことができる。しかしその一方で、当時の刑事裁判において官僚が遵守すべき法や制度が存在していたこともまた事実である。ここより、当時の刑事裁判における手續の大勢、また官僚が法や制度を「守る」ことの実態とは、法や制度を尊重して必要な限りで依拠するも、より適切な結果が生じる手段が存在すればそれを選択することであったと考えられる。そしてこのことは、

より優れた者が高位に立ち適切な判断ができるとする官僚制の理念的構造の反映と見なし得るものである。またこうしたあり方を刑事裁判において州県官に存在する選択肢の広がりへと還元した時、まず大きくは上申か自理かという選択肢が存在し、その先に法や制度に依拠することを含め様々な選択肢が存在していたと考えられる。そしてそれらはいずれも官が行う行政作用の一環であって、そこにおいて民衆は裁判の対象として存在するに過ぎなかった。